



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年9月28日火曜日 第245号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則及び愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（循環型社会推進課）...1128

告 示

医療機関の指定.....（保健福祉課）...1129
指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）...1129
保安林の指定（3件）.....（森林整備課）...1129
公聴会の開催.....（都市計画課）...1130

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（林業政策課）...1130

公 告

人事行政の運営等の状況の公表.....（人事課）...1131
愛媛県立高等学校空調設備の借入れ（2件）.....（高校教育課）...1172

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....（監査事務局）...1175

雑 報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和2年度に係る財務諸表の公表.....（保健福祉課）...1188

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第73号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則及び愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則及び愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第5（第7条、第10条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可（<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第20条</u>の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）及び森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する</p>	<p>別表第5（第7条、第10条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可（<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第13条</u>の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）及び森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する</p>

行為
6～18 省略

行為
6～18 省略

(愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(貸付限度額並びに償還の期間及び方法) 第2条 省略 2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。	(貸付限度額並びに償還の期間及び方法) 第2条 省略 2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の区分</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第19条に規定する資金</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10・11 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の区分	償還期間	据置期間	1～8 省略			9 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第19条に規定する資金</u>	省略		10・11 省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の区分</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> <u>(平成22年法律第36号)第12条に規定する資金</u></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10・11 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の区分	償還期間	据置期間	1～8 省略			9 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> <u>(平成22年法律第36号)第12条に規定する資金</u>	省略		10・11 省略		
貸付金の区分	償還期間	据置期間																							
1～8 省略																									
9 <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第19条に規定する資金</u>	省略																								
10・11 省略																									
貸付金の区分	償還期間	据置期間																							
1～8 省略																									
9 <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u> <u>(平成22年法律第36号)第12条に規定する資金</u>	省略																								
10・11 省略																									
3・4 省略	3・4 省略																								

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1154号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
たちばな薬局	今治市立花町一丁目10番3号	令和3年9月1日

○愛媛県告示第1155号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西村医院	東温市志津川字力石999-6	令和3年8月12日
宇山小児科	伊予市米湊字安広815番地6	令和3年8月31日
末広歯科医院	宇和島市丸穂町四丁目2番1号	令和3年8月31日

○愛媛県告示第1156号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林の所在場所
西宇和郡伊方町二名津1060、1061
 - 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び伊方町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1157号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林の所在場所

西宇和郡伊方町二見字大久保道乙738の1、乙738の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び伊方町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1158号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

八幡浜市日土町7番耕地3458、7番耕地3466の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 令和3年11月8日（月）19時から

2 場所 愛媛県今治市別宮町1丁目1-11
今治市民会館2階大会議室

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

今治広域都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

今治広域都市計画道路中3・5・35丸田辻道線を変更する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和3年10月19日（火）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ
(電話089-912-2738)

訓 令

○愛媛県訓令第19号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事項	決裁区分				組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者						知事	専決者		
				部長	局長	課長						主幹	部長

林業 政策課	1～15 省略									
	16 脱炭素社会の現実に資する等のための建築物等における木材の利便に関する法律の施行に関する事務	1 県方針の策定及び変更（第11条第1項、第3項）								
		2 建築物木材利用促進協定の締結（第15条第1項）								
		3 木材製造高度化計画に関すること。 (1) 農林水産大臣の認定及び変更の認定の協議に対する同意（第17条第4項、第18条第4項） (2) 農林水産大臣の認定及び変更の認定についての森林審議会及び関係市町長の意見聴取（第17条第5項、第18条第4項）								
17 省略										

附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

公 告

○公 告

人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村時広

1 人事行政の運営の状況

(1) 任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用の状況

令和2年度の新規採用者数は、市町立小・中学校教員を含め、愛媛県全体で1,916人（任期の定めのない常勤職員881人、会計年度任用職員1,035人）です。任命権者別の職種別・性別内訳は、以下のとおりです。

(ア) 知事

(単位：人)

区分	行政事務	総合土木	建築	農業	畜産	林業	水産	電気・電子	化学	薬剤師
男性	47	24	2	7	2	5	3	1	6	1
女性	44	2	0	4	0	3	1	0	0	2
合計	91	26	2	11	2	8	4	1	6	3

福祉	心理	保健師	保育士	獣医師	看護師	無線通信士	学芸員	海技士	医師	合計
1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	103

5	3	10	1	5	2	0	1	1	0	84
6	4	10	1	5	2	1	2	1	1	187

割愛採用者、自治医大医師は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	76
女性	283
合計	359

パートタイム職員は除いている。

(イ) 公営企業管理者

(単位：人)

区分	行政事務	電気・電子	医師	薬剤師	診療放射線技師	理学療法士	作業療法士	臨床検査技師	看護師	合計
男性	0	2	24	4	1	0	0	4	13	48
女性	4	0	10	6	0	1	1	6	47	75
合計	4	2	34	10	1	1	1	10	60	123

割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	113
女性	526
合計	639

パートタイム職員は除いている。

(ウ) 教育委員会

(単位：人)

区分	行政事務	小中学校教諭	高等学校等教諭	養護教諭	実習助手	学校事務	栄養教諭	寄宿舎指導員	海技士
男性	1	125	42	0	6	18	0	5	1
女性	2	174	36	30	0	15	4	3	0
合計	3	299	78	30	6	33	4	8	1

司書	合計
0	198
1	265
1	463

割愛採用者は除いている。

区分	会計年度任用職員
男性	4
女性	10
合計	14

パートタイム職員は除いている。

(エ) 警察本部長

(単位：人)

区分	警察官	警察事務	保健師(警察)	少年補導職員	合計
男性	72	2	0	1	75
女性	18	12	1	2	33
合計	90	14	1	3	108

区分	会計年度任用職員
男性	3
女性	20
合計	23

パートタイム職員は除いている。

イ 職員の退職の状況

職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとしています。令和2年度における退職者数は、定年による退職と定年前の自己都合や死亡等による退職を合わせて905人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
定年退職	98	35	3	1	365	66	568
定年前退職	55	109	0	0	127	46	337
合計	153	144	3	1	492	112	905

割愛退職者は除いている。

ウ 職員の再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができることとされています。任期は1年ですが、4回まで任期を更新することができます。令和2年度における新規再任用者数は305人、任期更新者数は676人、離職者数は207人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	知事	公営企業管理者	人事委員会	議会議長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合計
新規再任用者数	52	18	0	1	1	217	16	305
任期更新者数	175	33	1	0	0	425	42	676
離職者数	46	2	0	1	0	151	7	207

エ 職員数の状況

令和2年及び令和3年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と令和3年の職員数の主な増減理由、年齢別職員構成の状況並びに定員管理の方針及び進捗状況は、以下のとおりです。

(ア) 部門別職員数の状況と令和3年の職員数の主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
一般 行政 部門	議 会	30	31	1	育休代替職員の増
	総務企画	664	696	32	工事入札事務等の執行体制の見直し デジタル化社会に的確に対応するための体制整備
	税 務	174	166	8	育休代替職員等の減
	民 生	375	392	17	児童相談所の機能強化
	衛 生	475	486	11	新型コロナウイルス感染症対策の体制強化
	労 働	83	85	2	欠員補充
	農林水産	1,014	1,012	2	欠員不補充

	商 工	209	207	2	グループ補助金支給業務の縮小
	土 木	763	756	7	工事入札事務等の執行体制の見直し
	小 計	3,787 [97] 331	3,831 [90] 330	44 [7] 1	
(男女別)	男	(2,801)	(2,780)		
	女	(986)	(1,051)		
特別 行政 部門	教 育	11,641	11,482	159	児童生徒数の減少による教職員の減
	(男女別)	男	(5,742)	(5,631)	
		女	(5,899)	(5,851)	
	警 察	2,859	2,882	23	欠員補充
	(男女別)	男	(2,388)	(2,402)	
	女	(471)	(480)		
	小 計	14,500 [250] 35	14,364 [277] 35	136 [27] 0	
公営企業等部門		2,065 [42] 562	2,051 [46] 606	14 [4] 44	県立病院における診療体制の強化 資格免許職採用までの一時的欠員
	(男女別)	男	(633)	(642)	
		女	(1,432)	(1,409)	
合計		20,352 [389] 928 (21,365)	20,246 [413] 971 (21,365)	106 [24] 43	
(条例定数)					

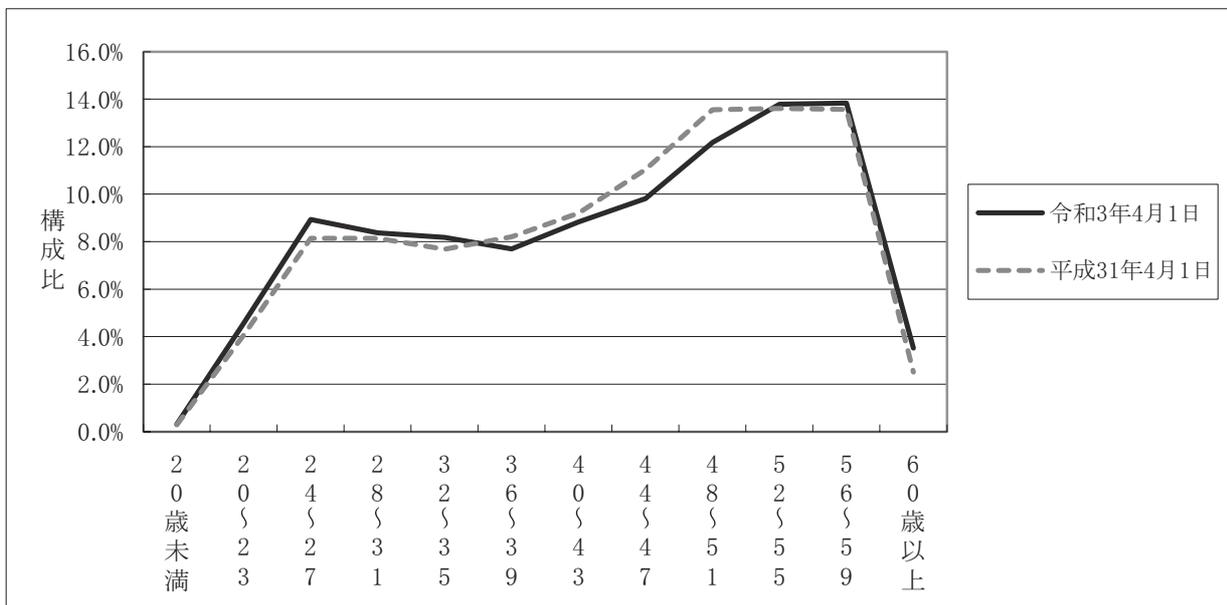
注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員（総務省定員管理調査対象の臨時的任用職員を除く。）は含まれていません。

2 []内は再任用短時間職員の数、内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、「(2) 給与の状況」において適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局（公立大学法人愛媛県立医療技術大学への派遣職員、博物館職員及び国保事業関係職員を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	63	924	1,808	1,695	1,656	1,557	1,788	1,987	2,464	2,791	2,802	711	20,246
構成比	0.3%	4.6%	8.9%	8.4%	8.2%	7.7%	8.8%	9.8%	12.2%	13.8%	13.8%	3.5%	100.0%

(ウ) 定員管理の方針及び進捗状況

a 定員管理の方針

- (a) 計画期間：令和2～5年度（4年間）
- (b) 対 象：一般行政部門職員数（再任用職員及び災害復興等に係る採用者を除く）
- (c) 方 針：現職員数を基本としつつ、厳格な定員管理を継続
 [H31.4.1の職員数3,625人を基準]

b 定員適正化手法の概要

職員の年齢構成の平準化や優秀な職員確保に向けた方策の強化を図りながら、平成31年4月1日時点の一般行政部門の職員数を基本としつつ、厳格な定員管理に努めました。

c 新しい行革大綱の年次別実績の概要

（各年4月1日現在）

区分		平成31年 (計画前年)	令和2年 (1年目)	令和3年 (2年目)	令和4年 (3年目)	令和5年 (4年目)
一般行政部門	職員数	3,625 [3,744]	3,619 [3,787]	3,638 [3,831]		
	対基準年増減		6 [43]	13 [87]		
教育部門	職員数	11,404 [11,716]	11,229 [11,641]	11,035 [11,482]		
	対基準年増減		175 [75]	369 [234]		
警察部門	職員数	2,826 [2,854]	2,821 [2,859]	2,832 [2,882]		
	対基準年増減		5 [5]	6 [28]		
公営企業部門	職員数	2,065 [2,077]	2,055 [2,065]	2,040 [2,051]		
	対基準年増減		10 [12]	25 [26]		
計	職員数	19,920 [20,391]	19,724 [20,352]	19,545 [20,246]		
	対基準年増減		196 [39]	375 [145]		

注1 計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間です。

2 [] 内の数値は、フルタイム再任用職員及び災害復興等に係る採用者を含んだ職員数及び増減数を示すものです。

(2) 人事評価の状況

ア 定期人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

課長級以下の一般職の職員を対象に、令和元年12月1日から令和2年11月30日まで（会計年度任用職員にあっては、令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の直近上位の職位となる管理職職員が評定者として、職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、評定者の直近上位の職位となる管理職職員が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自

己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員）

令和元年11月1日から令和2年10月31日まで（会計年度任用職員にあっては、令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は市町教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、市町教育長が調整者として、評価結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(ウ) 教育委員会（県立学校教職員）

令和元年11月1日から令和2年10月31日まで（会計年度任用職員にあっては、令和2年4月1日から令和2年12月31日まで）の期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、校長の評定は愛媛県教育長が評定者として、その他の教職員の評定は校長が評定者として、教職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、愛媛県教育長が調整者として、評定結果の調整を行います（調整については会計年度任用職員を除く）。評定結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

また、人事評価と併せ、人事異動に当たっての希望を教職員に提出させ、人事異動において活用しています。

(エ) 警察本部長

令和2年度においても、年1回の能力評価及び年2回の業績評価を行いました。

能力評価は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で評価し、業績評価は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間及び令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間について、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で評価を行っています。

人事評価は、上席係長以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、上位の幹部職員が調整者として評価結果の調整を行った後、調整者の上位の職位にある確認者に提出し、確認を受けて確定します。

なお、会計年度任用職員の人事評価にあっては、令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間の勤務状況について、警部以上の警察官又は課長補佐以上の一般職員が評価者として評価を行い、所属長が評価結果の確認を行います。

評価結果は、人事異動、昇任及び昇給等において活用しました。

イ 特別人事考課

(ア) 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会（事務局職員）

条件付採用期間中の職員を対象に、採用の日から5か月（会計年度任用職員にあっては、15日）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、所属長（部長、病院長等）が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(イ) 教育委員会（市町立学校教職員及び県立学校教職員）

条件付採用期間中の教職員を対象に、採用の日から5か月（教員は10か月）を経過した日までの期間の勤務状況について、評定を行い、校長が、職務遂行能力及び適性等を評価しました。評定結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

なお、県立学校の教員については、平成16年度の特別人事考課から、教員として求められる資質である社会性、コミュニケーション能力、職務に対する意欲等について校長が評価し、教育委員会に報告することとしています。

(ウ) 警察本部長

条件付採用期間中の職員を対象に、条件付採用期間終了直前までの期間の勤務状況について、勤務成績評価を行い、評価者、調整者及び確認者が、職務遂行能力、適性等を評価しました。評価結果は、当該職員の正式採用の可否の決定において活用しました。

(3) 給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員、一般行政関係職員及び会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、知事等特別職の職員に支給する給与、議員の報酬等のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

令和2年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B / A)	令和元年度 の人件費率
令和2年度	1,356,343 人	713,683,278 千円	2,509,396 千円	160,256,048 千円	22.5 %	26.3 %

(イ) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

令和3年度当初予算における職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B / A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和3年度	21,508 人	2,724,156 千円	81,025,808 千円	13,472,546 千円	32,911,635 千円	130,134,145 千円	6,050 千円

- 注1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される報酬及び給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。
 注2 職員数は、令和3年度当初予算に計上された数値(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む。)であり、令和3年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

(ウ) 特記事項

令和3年度は、知事等特別職の給与の臨時的な減額措置を以下のとおり行っています。

特別職

区分	給料
知 事	10 / 100
副知事	6 / 100
教育長、公営企業管理者、常勤監査委員	5 / 100

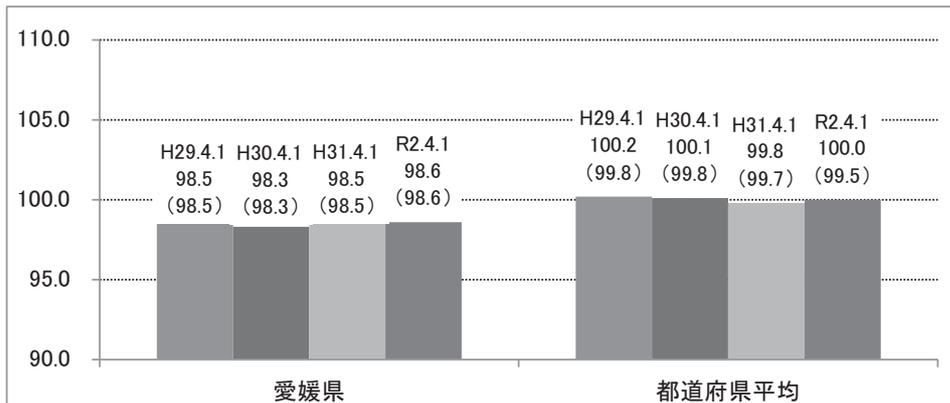
注 令和3年5月分の知事の給料については、10 / 100減額した額を100 / 100減額し、副知事の給料については、6 / 100減額した額を10 / 100減額して支給。

(エ) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の令和2年4月1日におけるラスパイレス指数は、98.6と国よりも低くなっており、都道府県平均(100.0)を1.4ポイント下回っています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大20%の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が75.0%(令和2年4月1日現在)であるのに対し、県職員は0.4%(令和2年4月1日現在)となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。

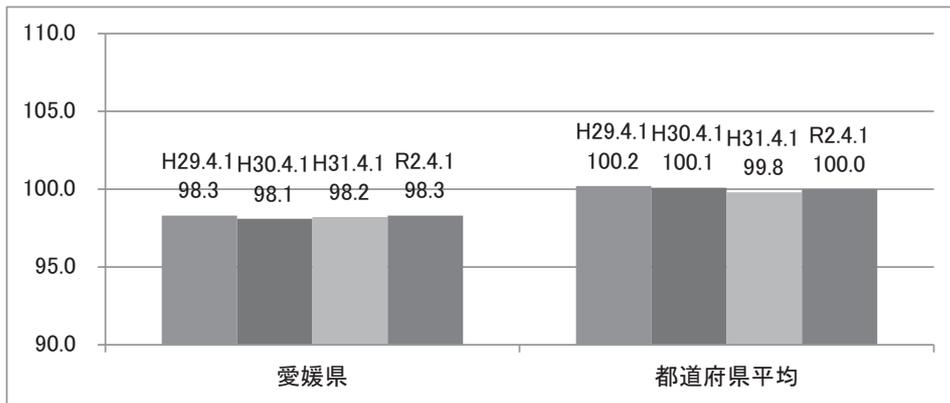


注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

注2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(オ) パーシェ指数の状況 (各年4月1日現在)

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の令和2年4月1日におけるパーシェ指数は、98.3と国よりも低くなっています。
 なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和3年4月1日現在)

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など9種類の給料表を定めています。

令和3年4月1日現在における職員数(企業会計関係職員2,046人、再任用短時間勤務職員367人及びフルタイム会計年度任用職員365人を含まない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。)は、18,200人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職(行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員及び船員(以下「税務職員等」という。)を除いた職員をいう。以下(ウ)において同じ。)4,114人(22.6パーセント)、技能労務職202人(1.1パーセント)、高等学校(特別支援学校を除く。)教育職2,277人(12.5パーセント)、中学校・小学校教育職7,202人(39.6パーセント)及び公安職2,493人(13.7パーセント)の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職(行政職給料表適用者(税務職員等を除く。))

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43.2歳	321,572円	415,813円

b 技能労務職(技能労務職に係る給料表適用者)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	54.8歳	333,424円	368,207円
うち 用務員	54.5歳	337,539円	375,780円
うち 自動車運転員	58.0歳	310,138円	338,144円
うち 学校給食員	54.8歳	337,386円	376,138円

c 高等学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者（特別支援学校職員を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	46.2歳	387,002円	439,360円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	45.2歳	366,361円	400,445円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	38.5歳	325,229円	428,082円

- 注1 平均給料月額とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。
 2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

令和3年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	189,643円	総合職（大卒） 186,700円 一般職（大卒） 182,200円
	高校卒	155,674円	一般職（高卒） 150,600円
	技能労務職	高校卒 148,639円 中学卒 132,961円	-
高等学校教育職	大学卒	220,328円	-
中学校・小学校教育職	大学卒	220,328円	-
公 安 職	大学卒	213,160円	総合職（大卒） 214,400円 一般職（大卒） 211,400円
	高校卒	181,101円	一般職（高卒） 173,400円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

令和3年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	261,345円	360,870円	378,428円	392,036円
	高校卒	226,828円	322,102円	360,745円	371,372円
技 能 労 務 職	高校卒				315,238円
	中学卒				
高等学校教育職	大学卒	315,748円	400,695円	427,111円	435,018円
	高校卒			370,902円	403,655円
中学校・小学校教育職	大学卒	308,582円	387,066円	411,324円	423,611円
	高校卒				
公 安 職	大学卒	283,979円	392,911円	401,419円	417,494円
	高校卒	261,188円	354,463円	375,393円	412,034円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

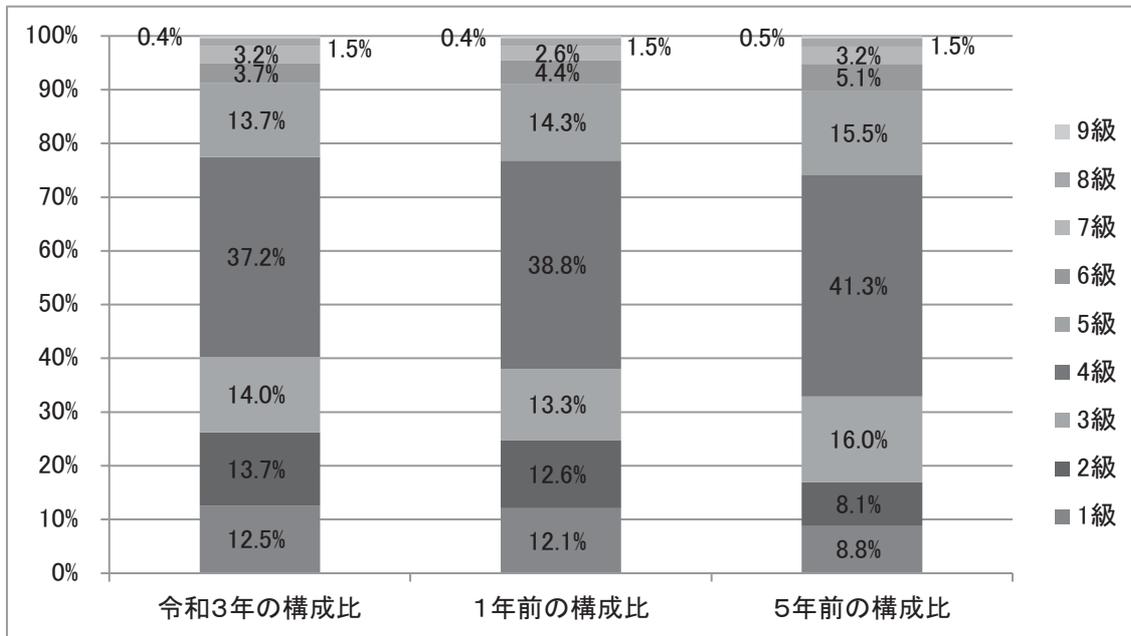
一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表（一）の1級から9級までの区分と同じです。

令和3年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	496人	12.5%	146,830円	248,838円
2級	主事・技師	543人	13.7%	196,477円	305,721円
3級	主任・係長	557人	14.0%	232,657円	351,750円
4級	専門員	1,479人	37.2%	265,521円	386,121円
5級	課長補佐・主幹	545人	13.7%	291,148円	394,965円
6級	課長	149人	3.7%	320,796円	412,251円
7級	参事	128人	3.2%	364,714円	447,124円
8級	局長	61人	1.5%	410,140円	470,943円
9級	部長	17人	0.4%	460,692円	530,137円
計		3,975人	100%		

- 注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
- 注2 再任用職員は含んでいません。
- 注3 構成比は小数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100.0%にならないこともあります。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和2年度普通会計決算ベースの額（フルタイム会計年度任用職員を除く。）です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額(令和2年度決算)		-	
1,571千円			
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
(1.45月分)	(0.90月分)	(1.45月分)	(0.90月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.15月分、勤勉手当2.3月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和3年4月1日現在)

愛 媛 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置(2~20%加算)			定年前早期退職特別措置(2~45%加算)		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	2,097千円	21,616千円			

注 1人当たり平均支給額は、令和2年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当(令和3年4月1日現在)

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第252条の17の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支 給 実 績(令和2年度決算)			57,746千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			791,041円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		16%	24人	16%
医師以外	東京都(特別区)	20%	21人	20%
	大阪府(大阪市)	16%	7人	16%
	愛知県(名古屋市)	15%	0人	15%
	広島県(広島市)	10%	2人	10%
	香川県(高松市)	6%	1人	6%
	宮城県(仙台市)	4.5%	0人	6%

注 支給対象職員数は、令和3年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績(令和2年度決算)		1,142,997千円		
支給職員1人当たり平均支給額(令和2年度決算)		105,657円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		56.4%		
手当の種類(手当数)		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度)	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	1,296千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	423千円	日額 290円
		新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業 新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う疫学的調査その他の調査の作業 新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する自動車に同乗して当該患者に付き添う作業 人事委員会が前3号に掲げる作業に相当すると認める作業	2,227千円	日額 3,000円又は4,000円 (長時間又は及びのうち身体に接触するもの)
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	人体に有毒なガスの発生を伴う業務 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 病理細菌を取り扱う業務	1,829千円	日額 290円 及び 日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	6千円	日額 560円 日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	238千円	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	児童の一時保護作業 児童及び精神障害者等の心理判定作業 重症心身障害児等の看護作業等 精神障害者等の看護作業等	10,495千円	日額 350円 ～ 日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	6,625千円	日額 820円、1,480円、 2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	67,969千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	6,177千円	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	31,277千円	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	265千円	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	29,511千円	日額 340円

身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛作業 その他の要人等の警護作業	22千円	日額 1,150円 日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業 保護対象者の身辺警戒又は固定警戒の作業	165千円	日額 1,640円 日額 820円又は1,100円 日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	342千円	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	共同危険行為取締作業 交通取締り(の作業を除く。)、整理及び事故処理作業	7,036千円	日額 560円 日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	3,779千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	1,145千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の処理作業を含む。)	4千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)を含む時間)に従事する特殊業務	53,617千円	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	23千円	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 その他の死体取扱作業	27,317千円	1回 3,200円 1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	0千円	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	特殊危険物質(サリン等)の処理作業 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	0千円	日額 5,200円 日額 250円 日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1,703千円	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	416千円	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	0千円	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業(本務として従事する作業を除く。)	1千円	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	0千円	日額 3,000円~8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、 身体障害者に面接して行う相談等 又は児童等に面接して行う相談等の業務	3,815千円	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	21千円	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	産業技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	2,177千円	日額 790円

と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	2,820千円	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	15千円	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	28千円	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	1,056千円	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	11,329千円	1回 2,150円から3,550円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	5,460千円	日額 730円 （BSE検査：810円加算）
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	14千円	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部土木管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	2,127千円	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	看護業務 職業訓練又は生活指導の業務	77千円	日額 420円
精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	330千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機の操縦業務 航空機の整備等業務（整備士） 航空機に搭乗して行う訓練等の業務（及び 以外）	6,064千円	1時間 7,700円 1時間 4,500円 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額 480円 日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示（以下「本部長指示」という。）による帰還困難区域において行う作業 本部長指示による居住制限区域において行う作業	0千円	日額20,000円～3,300円 屋外作業 日額6,600円 屋内作業 日額1,330円 屋外作業 日額3,300円 屋内作業 日額660円

		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額 480円 日額 730円
	当該作業等に従事する職員（東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の特例）	原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	0千円	20,000円 10,000円
		異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 巡回監視 応急作業等	0千円	日額730円を超えない額
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	162千円	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	984千円	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	908千円	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	5千円	添削1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。）	非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 修学旅行等引率業務 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） 部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） 入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	385,257千円	日額 8,000円 日額 7,500円 日額 5,100円 日額 5,100円 日額 3,600円又は1,800円 日額 1,125円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	6,749千円	日額 290円

教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	100,216千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	21千円	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	351,942千円	日額 1,000円又は1,200円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	2,972千円	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	119千円	日額 290円

注 手当ごとの「支給実績（令和2年度）」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績（令和2年度決算）」と一致しません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算額）	3,229,087千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	475千円
支給実績（令和元年度決算額）	3,550,104千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	525千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(カ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 （満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以前の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算）	同	-	1,854,536千円	234,247円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員等に支給	【借家・借間居住者】 <ul style="list-style-type: none"> 家賃23,000円以下 家賃額 - 12,000円 家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額 - 23,000円) × 1 / 2 + 11,000円 家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額） 	異	<ul style="list-style-type: none"> 家賃27,000円以下 家賃額 - 16,000円 家賃27,000円超61,000円未満 (家賃額 - 27,000円) × 1 / 2 + 11,000円 家賃61,000円以上 28,000円（支給限度額） 	1,322,362千円	260,821円
初任給調整手当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：414,300円	同	-	68,596千円	1,055,323円

通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等 を利用している職員又は 自動車等を使用している 職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当 額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	1,534,953千円	102,494円
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ～ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 31,600円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に 伴い単身で生活すること となった職員に対して支 給	30,000円＋加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて 8,000～70,000円	同	-	188,172千円	341,510円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にあ る職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	1,299,431千円	665,351円
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	離島その他の生活の著し く不便な地に所在する公 署等に勤務する職員に支 給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分 の2から100分の21までの範囲で、公署の 区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	23,498千円	215,578円
へき地手当及 びへき地手当 に準ずる手当	へき地学校等に指定され た学校に勤務する教育職 員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分 の2から100分の21までの範囲で、学校の 区分に応じた一定率を乗じた額			98,923千円	282,637円
定 時 制 通 信 教 育 手 当	県立の高等学校で本務と して定時制教育又は通信 教育に従事する教育職員 等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じ た額 (管理職手当との併給調整あり。)			31,118千円	277,839円
産 業 教 育 手 当	県立の高等学校で農業、 水産又は工業に係る産業 教育に従事する教育職員 に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			103,182千円	299,078円
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	小学校、中学校又は県立 学校に勤務する教育職員 に支給	上限額：8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			719,527千円	64,682円
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	農林漁業の普及指導に関 する事務に従事する職員 に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			38,584千円	233,842円
宿 日 直 手 当	職員が正規の勤務時間外 又は休日等に宿直又は日 直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	446,864千円	185,190円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給される 職員が週休日等に勤務し た場合に支給	職責に応じて3,000円～12,000円 / 1回 の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	51,906千円	85,795円
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午 後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務する職 員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与 額に100分の25を乗じた額	同	-	145,966千円	90,945円

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。

オ 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,188,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	949,400円 (1,010,000円)
	議 長	970,000円

報酬	副議長	870,000円
	議員	820,000円
期末手当	知事	(令和2年度支給割合)
	副知事	3.35月分
	議長	(令和2年度支給割合)
	副議長	3.35月分
退職手当	知事	(算定方式) (支給時期) 132万円×在職月数×0.481(任期毎)
	副知事	101万円×在職月数×0.365(")

注 給料月額及び報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき、それぞれ知事10%、副知事6%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。

カ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

県営電気事業は、昭和28年10月7日の営業開始以来67年を経過し、現在、銅山川第一発電所(2基)、同第二発電所、同第三発電所、富郷発電所、肱川発電所、道前道後第一発電所、同第二発電所及び同第三発電所、畑寺発電所の合計9発電所(10基)において、最大出力67,530キロワットで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	千円 2,430,346	千円 588,329	千円 377,008	% 15.6	% 13.5

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区分	職員数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報酬	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和3年度	人 79	千円 16,672	千円 297,305	千円 72,017	千円 152,694	千円 538,688	千円 6,819

注1 職員数及び給与費は、令和3年度当初予算に計上された数値(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む)であり、令和3年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

県営電気事業に従事する令和3年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員2人及びフルタイム会計年度任用職員6人を含まない。)は、56人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
愛媛県公営企業 (電気事業)	45歳2月	355,517円	446,049円 (573,813円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（令和2年度）			1人当たり平均支給額（令和2年度）		
1,699千円			1,571千円		
（令和2年度支給割合）			（令和2年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.55月分	1.90月分		2.55月分	1.90月分	
（1.45月分）	（0.90月分）		（1.45月分）	（0.90月分）	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.15月分、勤勉手当2.30月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和3年4月1日現在）

愛媛県公営企業（電気事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員 の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額 として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	103千円	18,568千円	1人当たり平均支給額	2,097千円	21,616千円

注 1人当たり平均支給額は、令和2年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	33千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	1,539円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	42.3%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 33	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円

用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円
-----------	----------------	---	---------	---------

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	36,699千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	853千円
支給実績（令和元年度決算）	36,984千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	881千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 7,578	円 261,310
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,606	円 257,550
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,083	円 79,041
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 912	円 456,000
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 6,898	円 766,400
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 116	円 19,250
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 2,520	円 252,046

(イ) 工業用水道事業

県営工業用水道事業は、昭和39年4月1日の営業開始以来57年を経過し、現在、松山・松前地区工業用水道、今治地区工業用水道、西条地区工業用水道の3地区において、計画給水量249,220立方メートルで営業しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	千円 964,740	千円 645,344	千円 164,945	% 17.1	% 16.3

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B / A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
令和3年度	32 人	千円 7,731	千円 120,353	千円 25,127	千円 52,350	千円 205,561	千円 6,424

- 注1 職員数及び給与費は、令和3年度当初予算に計上された数値（再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む）であり、令和3年4月1日現在の実職員数とは一致しません。
- 2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

県営工業用水道事業に従事する令和3年4月1日現在の職員数（再任用短時間勤務職員3人及びフルタイム会計年度任用職員4人を含まない。）は、21人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県公営企業 (工業用水道事業)	52歳1月	371,490円	418,638円 (552,764円)

- 注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。
- 2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤勉手当

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
1人当たり平均支給額（令和2年度）			1人当たり平均支給額（令和2年度）		
1,564千円			1,571千円		
（令和2年度支給割合）			（令和2年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.55 月分	1.90 月分		2.55 月分	1.90 月分	
(1.45 月分)	(0.90 月分)		(1.45 月分)	(0.90 月分)	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

- 注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.15月分、勤勉手当2.30月分となっています。
- 2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和3年4月1日現在）

愛媛県公営企業（工業用水道事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勲奨・定年	（支給率）	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在		

職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 退職者なし	職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 自己都合 勤奨・定年 1人当たり平均支給額 2,097千円 21,616千円
---	--

注 1人当たり平均支給額は、令和2年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(c) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象職員は、いません。

(d) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	24千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	1,357円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	75.0%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度）	支給単価
危険作業手当	発電所又は工業用水管理事務所に勤務する職員	傾斜30度以上の水圧管施設工事及び内部工事の作業等 水圧鉄管充水中の水車ケーシング及びドラフトチューブの内部作業等 ずい道水圧管内における調査、測量作業等 地上又は水面上10メートル以上の墜落の危険が特に著しい箇所で行う工事の監督、調査等 金属ナトリウム、苛性アルカリ類、硝酸及び亜硝酸等を取扱う業務	千円 24	日額 570円 日額 400円 日額 340円 日額 220円 日額 200円
用地交渉等業務手当	公営企業管理局に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	千円 0	日額 650円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	5,129千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	270千円
支給実績（令和元年度決算）	7,600千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	422千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和2年度決算）
扶 養 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,613	円 258,071
住 居 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 846	円 282,000
通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,959	円 172,138

単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 360	円 360,000
管理職手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3,174	円 634,800
特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 317	円 63,360
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 3	円 3,000
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 0	円 0

(ウ) 病院事業

県営病院事業は、昭和31年10月1日県衛生部から移管を受けて以来64年を経過し、現在、中央、今治、南宇和及び新居浜の4病院で、病床数1,554床を有し、それぞれの地域における中核的医療機関として、その機能を発揮しています。

a 職員給与費の状況

(a) 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	千円 45,562,441	千円 459,431	千円 18,014,378	% 39.5	% 35.2

注1 決算には、消費税を含んでいません。

2 職員給与費とは、職員に対して支給される給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当及び報酬に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費88,362千円を含んでいません。

(b) 予算

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費					1人当たり 平均給与費 (B/A)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
令和3年度	人 2,623	千円 294,177	千円 9,580,708	千円 5,625,654	千円 4,154,579	千円 19,655,118	千円 7,493

注1 職員数及び給与費は、令和3年度当初予算に計上された数値(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含む)であり、令和3年4月1日現在の実職員数とは一致しません。

2 職員手当には、退職手当に要する経費は、含んでいません。

b 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

県営病院事業に従事する令和3年4月1日現在の職員数(再任用短時間勤務職員39人及びフルタイム会計年度任用職員596人を含まない。)は、1,969人であり、職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況は、以下のとおりです。

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
愛媛県			
医 師	45歳1月	591,165円	1,274,174円 (1,457,626円)
看 護 師	40歳8月	324,642円	408,227円 (526,075円)
事 務 職 員	42歳0月	323,379円	453,715円 (570,614円)

注1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均であり、()内の金額は、期末・勤奨手当を含んだものです。

c 職員の手当の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

(a) 期末手当・勤奨手当

愛媛県公営企業（病院事業）		愛 媛 県	
1人当たり平均支給額（令和2年度）		1人当たり平均支給額（令和2年度）	
1,580千円		1,571千円	
（令和2年度支給割合）		（令和2年度支給割合）	
期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
（1.45 月分）	（0.90 月分）	（1.45 月分）	（0.90 月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤奨手当に振り替えているため、期末手当2.15月分、勤奨手当2.30月分となっています。

2 ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(b) 退職手当（令和3年4月1日現在）

愛媛県公営企業（病院事業）			愛 媛 県		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年	1人当たり平均支給額	自己都合	勤奨・定年
医師	1,675 千円	20,645 千円		2,097 千円	21,616 千円
看護師	1,876 千円	19,330 千円			
その他	481 千円	19,323 千円			

注1 1人当たり平均支給額は、令和2年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

2 1人当たり平均支給額のその他は、医師及び看護師を除く全ての職員です。

(c) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度決算）		280,742千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		958,169円		
区 分	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	愛媛県の制度（支給率）
医師		16%	293人	16%

注1 支給対象職員数は、令和3年4月1日現在の職員数です。

2 医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。

(d) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		451,571千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		294,376円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		73.0%		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度）	支給単価
結核病とう勤務手当	病院の結核病棟に勤務する職員	病院の結核病棟において行う患者の看護又は患者に接する職務	千円 2	日額 290円
病理細菌取扱手当	病院の試験室等において病理又は危険である細菌の検査研究等に従事する職員	病院の試験室等において行う病理又はコレラ、赤痢等危険である細菌の検査、研究等	千円 3,500	日額 200円
放射線技術勤務手当	放射線技術又はその補助に従事する職員	病院において行う有害放射線の影響を受ける作業	千円 8,542	日額 230円
伝染病医療従事手当	病院において伝染病患者等の診療、看護等に従事する職員	伝染病患者等の診療又は看護 伝染病菌の付着した物件等の処理作業	千円 349	日額 290円
	病院において新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護等に従事する職員（新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病医療従事手当の特例）	新型コロナウイルス感染症の患者等の診療、看護等 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件等の処理作業 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者から検体を採取する作業	千円 32,744	日額 3,000円又は4,000円 （身体に接触又は長時間接するもの）
精神病棟等勤務手当	病院の精神病棟又は精神科に勤務する職員	精神病患者等の看護又はこれら者に接する業務	千円 79	日額 320円
夜間看護等手当	病院で深夜に勤務する看護師等 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務 救急患者に対処するために命を受け自宅等とする待機 待機中に呼出しを受け、正規の勤務時間以外の時間において行った手術等の業務	千円 350,829	1回 2,150円から3,550円まで 1回 860円 1回 1,620円
航空手当	航空機に搭乗して診療、調査等の業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う診療、看護、調査、捜索救難等の業務	千円 456	1時間 1,900円
救急医療従事手当	病院に勤務する管理職医師	正規の勤務時間外において行う救急医療業務	千円 26,525	1時間当たりの給与額× 従事時間
診療応援手当	病院に勤務する医師	他の県立病院等で従事する診療業務	千円 28,545	1回 5,000円から20,000円

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	1,791,545千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	915千円
支給実績（令和元年度決算）	2,117,903千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	1,084千円

注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

注2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(f) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和2年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 185,649	円 239,546
住居手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 209,325	円 269,749

通 勤 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 122,223	円 83,772
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 12,392	円 387,250
管 理 職 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 63,670	円 1,061,173
初任給調整手当	内容は、一般行政職の制度と同じ。 支給単価は、一般行政職の制度に加え、医師について次の額を支給。 ・職務の級に応じ24,000円又は30,000円 (南宇和病院に勤務する医師は124,000円又は130,000円)	異	医師への加算	千円 964,285	円 3,291,076
宿 日 直 手 当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 207,559	円 411,823
管 理 職 員 特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ。	同	-	千円 17,542	円 324,857
夜間勤務手当	一般行政職の夜勤手当の制度と同じ。	同	-	千円 192,247	円 203,006

(工) 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

特別職である管理者の給料月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分	給 料 月 額 等
給 料	788,500円 (830,000円)
期末手当	(令和2年度支給割合) 3.35月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 83万円 × 在職月数 × 0.25 (任期毎)

注 給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)に基づき5%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載

(4) 勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間の状況

令和2年度における職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は、午後零時から午後1時まで)となっています。

イ 休暇の状況

(ア) 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。令和2年の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

(単位:日)

区 分	知 事	公営企業管理者	人 事 委 員 会	議 会 議 長	代 表 監 査 委 員	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長
平均取得日数	10.7	10.5	9.2	9.6	14.0	10.3	14.2

(イ) その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など条例や人事委員会規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障がいのため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(5) 休業の状況

(ア) 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は、支給されません。令和2年度における育児休業者数は、749人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
育児休業者数	78	154	461	56	749

注 会計年度任用職員を含む。

(イ) 部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。令和2年度における部分休業者数は、101人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
部分休業者数	27	49	22	3	101

注 会計年度任用職員を含む。

(ウ) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることが認められる制度です。育児短時間勤務をしている期間については、給与が減額されます。令和2年度における育児短時間勤務者数は、124人です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：人)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長	合計
育児短時間勤務者数	11	97	13	3	124

(エ) 自己啓発等休業

職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合、2年間(国際貢献活動は3年間)を限度に休業することが認められる制度です。令和2年度における自己啓発等休業者数は1人です。

(単位：人)

区分	教育委員会	合計
自己啓発等休業者数	1	1

(オ) 配偶者同行休業

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和2年度における休業者数は、1人です。

(単位：人)

区分	警察本部長	合計
配偶者同行休業者数	1	1

(カ) 修学部分休業

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、2年間を限度に、修学のために必要な時間を休業することが認められる制度です。令和2年度における修学部分休業者数は、0人です。

(キ) 高齢者部分休業

定年退職日前5年間の職員が希望する場合、公務運営に支障がない場合は、給与を減額して、正規の勤務時間の1/2以内の時間、定年退職日までの間、勤務時間を短縮することが認められる制度です。令和2年度における高齢者部分休業者数は、0人です。

(ク) 大学院修学休業

公立学校の教員が、大学院や大学の専攻科の課程に在学して、その課程を履修するため、3年を超えない範囲内で休業することが認められる制度です。令和2年度における休業者数は、0人です。

(6) 分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務効率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職又は降任があります。令和2年度における分限処分数は、397件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	0	0	0	1	1
休 職	91	81	176	47	395
降 任	1	0	0	0	1
合 計	92	81	176	48	397

注 会計年度任用職員を含む。

イ 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給又は戒告があります。令和2年度における懲戒処分数は、13件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
免 職	1	0	0	0	1
停 職	0	0	3	0	3
減 給	3	0	1	0	4
戒 告	4	1	0	0	5
合 計	8	1	4	0	13

注 会計年度任用職員を含む。

(7) 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、服務上の強い制約を課しています。各任命権者においては、令和2年度において、以下の措置を講じました。

ア 知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長及び代表監査委員

(ア) 網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	飲酒運転の根絶について意識の徹底を図るとともに、交通事故及び交通違反の防止について注意喚起を行いました。 また、通勤時の職員の自動車運転による交通死亡事故が発生したことを受け、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。 また、職員が脅迫の容疑で逮捕・懲戒処分されたことを受け、公務員倫理等について、周知徹底を図りました。

- (イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止することを目的として、管理職等を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (ウ) 職員が仕事と子育てを両立できる職場づくりの促進を図ることを目的として、管理職等を対象に研修を開催するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (エ) 網紀の保持及び服務規律の確保に加え、不祥事の再発防止を図ることを目的として、管理職等を対象に公務員倫理に関する研修を実施するとともに、全職員を対象に職場研修を実施しました。
- (オ) 愛媛県又は愛媛県職員に対して行われる不当要求行為等に対し、職員の安全及び県行政の適正かつ円滑な執行を確保するため、愛媛県として組織的かつ統一的に対応する際の具体的な対応要領等に関する研修会を実施しました。

イ 教育委員会

網紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、教職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
交通事故等の防止について	ゴールデンウィークの時期をとらえて、交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
教職員の懲戒処分の指針の一部改正について	「教職員の懲戒処分の指針」が改正され、パワー・ハラスメントに係る標準例が追加されたことを周知し、一層の服務規律の徹底を図りました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	知事部局において、職員が脅迫の容疑で逮捕・懲戒処分されたことを受け、公務員倫理等について、周知徹底を図りました。
交通事故等の防止について	知事部局において、通勤時の職員の自動車運転による交通死亡事故が発生したことから交通事故等の防止について注意喚起を行いました。
交通死亡事故多発緊急事態宣言の発令について	県内に交通死亡事故多発緊急事態宣言が発令されたことに伴い、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長からの通知を県立学校教職員に周知し、交通事故防止対策の積極的な推進を図りました。
網紀の保持及び服務規律の確保について	年末、年始を控え、網紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底し、県政に対する県民の負託に応えるため、県民に対する職務対応の向上及び利害関係者との会食等の自粛、虚礼の廃止、経費の節減、業務の適正な執行、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止、交通法規の遵守等について周知徹底を図りました。

ウ 警察本部長

綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、次に掲げる通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

通 知	概 要
ハラスメント相談員名簿の送付	ハラスメント防止対策要綱（令和2年7月15日付け通達）に基づき、防止対策の実効性を高めるためハラスメント相談員を選定し、ハラスメント相談窓口を継続して職員に通知の上、効果的活用を図るよう指示しました。
ハラスメント防止対策推進月間の実施	11月がハラスメントの防止月間であることから、職員への意識啓発の促進及び教養の実施を指示しました。
服務だより「ストップ・ハラスメント」の発 出	ハラスメント事案を認知した場合、サービスだより「ストップ・ハラスメント」をタイムリーに発出し、ハラスメントの防止対策を図りました。
営利企業等の従事制限に関する遵守の徹底	全職員に営利企業等への従事制限の趣旨を周知徹底するとともに、各所属には身上把握等を通じてその実態を把握するように指示しました。
非違事案防止に向けた各種施策の着実な実施	非違事案の未然防止に資する業務改善、高い規律と士気を有する職場環境の確立、非違事案の現状とその防止対策、身上把握の徹底等について指示しました。
夏季における規律の保持と各種事故防止	効果的な身上把握及び生活指導の充実、飲酒に対する警察職員としての自覚の醸成、交通事故及び違反の防止、殉職・受傷事故の絶無について指示しました。
会計年度任用職員に対する個々面接及び生活指導の実施	会計年度任用職員が地方公務員法の適用を受けることとなったことから、警察職員としての自覚を醸成するための個々面接等について指示をしました。
職員の投機に関する身上把握の徹底及び注意喚起	投機のリスクに対する指導教養の徹底及び服務規程の遵守を指示しました。
年末年始における規律の保持と各種非違事案の防止	業務上の非違事案防止、身上把握及び生活指導の徹底、職務倫理教養の徹底、飲酒に関する自覚の醸成、交通事故及び違反の防止、殉職受傷事故の絶無について指示しました。
人事異動期における規律の保持と各種非違事案防止	業務管理の徹底、交通事故及び違反の絶無、私生活上において遵守すべき重点事項について指示しました。
迅速な表彰上申	適正な業務評価に基づきタイムリーな表彰・賞揚を行い、士気高揚及び誇りと使命感の醸成により組織を活性化させました。
監察通信の発出	全職員に対し、全国の懲戒処分事例や、県下における不適正事案の発生状況等を周知し、教養を実施しました。
「ストップ事故通信」の発出	職員の交通事故が多発していることから、「ストップ事故通信」をタイムリーに発出し、交通事故防止の徹底を指示しました。また、所属から代表者を招致し、交通事故防止研修会を実施しました。

(8) 退職管理の状況

知事、公営企業管理者、人事委員会、議会議長、代表監査委員、教育委員会、警察本部長

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届けるよう義務付けています。

(9) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、令和2年度は、各任命権者において以下のとおり研修を実施しました。

(ア) 知事

a 研修所における研修

愛媛県研修所において、教員、警察官を除く各任命権者の職員を対象に、以下のとおり研修を実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
階 層 別 研 修	新規採用職員、新規採用会計年度任用職員、中堅職員、係長・主幹・課長級の新任者、部長・次長級の現任者を対象に、それぞれの階層に共通に必要な知識・技術の習得を目的とする研修	8コース 参加者1,229人
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修	新規採用から主幹昇任までの各階層別研修の間を3つの能力開発期間(ステージ)と捉え、次の職位で必要とされる知識・能力をあらかじめ取得することを目的とした研修	26コース 参加者 519人
指 導 者 養 成 研 修	職場内で新規採用職員の指導、接遇の指導、OJT能力の向上に携わる職員を対象に、指導者としての知識や技法を習得することを目的とした研修	3コース 参加者 241人
出 前 講 座	東予・南予地域の職員の研修機会の拡充を図るため、出前講座(クレーム対応講座等)を実施	1コース 参加者 56人
部 局 研 修	新たに会計の業務に従事する職員を対象に、担当する業務に直結する知識・技術の習得を目的とする研修	1コース 参加者 30人

b 長期派遣研修

広範な専門知識や実務能力等の習得、幅広い視野のかん養を図るため、中央省庁(12人)や自治大学校(2人)、民間企業等(7人)へ職員を派遣しました。

また、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人日本台湾交流協会等に6人の職員を長期派遣し、国際化に対応できる人材の育成に努めました。

(イ) 公営企業管理者

医療に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の医療水準の向上を図るため、医師を国内の先進・専門医療機関(3人)に派遣しました。

また、県立病院の看護職員を対象に、職務の遂行に必要な知識、技能の習得等を目的として、県立4病院合同研修(13コース、461人)を実施しました。

さらに、看護に関する高度な技術や専門知識を習得することにより、県立病院の看護水準の向上を図るため、看護師に日本看護協会等が主催する研修を受講させました。(19人)

(ウ) 人事委員会

人事委員会事務局職員としての資質向上を図るため、株式会社 日本・精神技術研究所等が実施する研修を受講させました。(4人)

(エ) 代表監査委員

監査を行う上で必要とされる専門知識や技術を習得し、その資質の向上を図るため、専門機関が実施する研修を受講させました。(3人)

(オ) 教育委員会

a 教職員としての指導力や資質の向上を図るため、総合教育センター等において、専門的・実践的な研修を以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
基 礎 研 修	教員の初任者、2年経験者、5年経験者、10年経験者、40歳に達した者等を対象に、教育公務員特例法により義務付けられている基礎研修等	〔市町立学校教職員〕 18コース 参加者 944人
		〔県立学校教職員〕 23コース 参加者 355人
職 務 別 研 修	新任の校長、教頭、生徒指導主事等を対象に、校務分掌や職位等に関係する必要な知識・技能の習得を目的とする義務的研修	〔市町立学校教職員〕 13コース 参加者 1,916人
		〔県立学校教職員〕 10コース 参加者 1,210人

課 題 別 研 修	受講を希望する教職員を対象に、英語指導や情報教育等の高い専門知識・技能の習得を目的とする研修	〔市町立学校教職員〕 261コース 参加者 8,272人
		〔県立学校教職員〕 52コース 参加者 1,735人

b 教職員としての指導力や資質向上を目的として、国内の研修機関等や大学院等の教育機関への派遣及び海外派遣について、以下のとおり実施しました。

区 分	研修の概要	実施状況
国 内 派 遣	多様な研修の確保の観点から、教職員の自己研修の奨励と学習指導力の向上を目的として、職員派遣研修を実施しました。	〔市町立学校教職員〕 独立行政法人教員研修センター等 40人
		〔県立学校教職員〕 独立行政法人教職員支援機構等 50人
大 学 院 等 派 遣	高度で広範囲な課題に対応する資質を養うことを目的として、国立大学大学院等へ派遣しました。	〔市町立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 22人
		〔県立学校教職員〕 愛媛大学大学院等 7人

(カ) 警察本部長

警察教養規則により、警察職員1人1人が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得することを目的に、道府県警察学校等において警察教養を行うこととされています。愛媛県警察学校においては、令和2年度は、採用時教養（5期 164人）、昇任時教養（2期 13人）、専科等（39期 493人）の警察教養を行いました。

また、警察職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、警察庁が設置する管区警察学校（82人）、警察大学校等（48人）で警察教養を行いました。

(10) 福祉及び利益の保護の状況

ア 厚生福利制度の状況

職員の心身の健康の保持及び公務能率を増進させるため、任命権者、地方公務員等共済組合法に基づき設置される共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿って職員が任意で設置する互助会において、職員の厚生福利事業を実施しています。

(ア) 職員の健康保持、疾病予防対策

職員の健康保持の増進と疾病予防のため、労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策、健康相談及び健康教育等を実施しています。令和2年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 健康診断

区 分	概 要
知 事 等	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診等を行いました。また、共済組合と共同でがん検診及び人間ドック等を、それぞれ行いました。
教 育 委 員 会	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で胃検診を、共済組合及び互助会と共同で人間ドックを、それぞれ行いました。
警 察 本 部 長	一般定期健康診断、特別定期健康診断、ストレスチェック、VDT作業従事者検診、各種がん検診等を行いました。また、共済組合と共同で人間ドックを行いました。

注 知事等とは、任命権者のうち、教育委員会及び警察本部長を除くものをいいます（以下同じ。）。

各種健康診断の実施状況（令和2年度）

（知事等）

区 分	受診者数	備 考
法 定 検 診	一般定期健康診断 5,810人	一次検査 受診率 99.4%

	特別定期健康診断	1,777人	放射線業務従事職員検診、特定化学物質等使用職員検診、有機溶剤使用職員検診、深夜業務等従事職員検診
	ストレスチェック	7,122人	受検率 94.3%
その他検診		631人	振動業務従事者検診、VDT作業従事者検診（一次、二次）、農業使用職員検診
がん検診等	がん検診	7,946人	胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	2,531人	人間ドック、腹部超音波検診

（教育委員会）

県立学校

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	3,343人 一次検査 受診率 99.8%
	ストレスチェック	4,003人 受検率 99.7%
その他検診	349人	VDT作業従事者検診（一次、二次）、農業使用業務従事者検診
がん検診等	がん検診	6,612人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	1,366人 人間ドック、腹部超音波検診

事務局

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	277人 一次検査 受診率 100%
	特別定期健康診断	0人 有害業務等従事職員検診
	ストレスチェック	368人 受検率 99.2%
その他検診	31人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	647人 胃検診、大腸検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
	人間ドック等	203人 人間ドック、腹部超音波検診

（警察本部長）

区分	受診者数	備 考
法定検診	一般定期健康診断	2,633人 一次検診 受診率 100%
	特別定期健康診断	739人 有機溶剤業務従事者検診、潜水業務従事者検診、深夜業務従事者検診、鉛業務従事者検診
	ストレスチェック	2,905人 受検率 100%
その他検診	59人	VDT作業従事者検診（一次、二次）
がん検診等	がん検診	2,803人 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診
	人間ドック等	774人 人間ドック、腹部超音波検診

b メンタルヘルス対策

区分	概 要
知 事 等	「愛媛県職員こころの健康づくり指針」により、総合的、体系的に取り組みました。中でも、「職場復帰支援システム」の運用、健康相談室での相談、メンタルヘルスセミナーの開催のほか、共済組合と共同で外部専門機関による相談事業を行いました。
教 育 委 員 会	「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」に基づき教職員の心の健康づくりに積極的に取り組んでおり、精神科医や臨床心理士等による心の健康相談を行うとともに、精神疾患による休職者の復職支援を実施し、管理職に求められる対応について「管理職のための職場のメンタルヘルスハンドブック」を配布しています。また、共済組合において外部専門機関による相談事業及びメンタルヘルスサポート事業が、共済組合と互助会の共同によりメンタルヘルスセミナーが、それぞれ行われました。
警 察 本 部 長	警察共済組合と共同で部外カウンセラー（精神科医）による相談事業のほか、心理カウンセラー（精神保健福祉士）によるメンタルヘルスセミナーや心の健康相談（カウンセリング）を実施しました。

c 健康相談・健康教育

区 分	概 要
知 事 等	健康相談室の設置・相談、健診事後指導、禁煙サポート、ヘルスアップセミナー等健康教育事業を行いました。また、共済組合において、電話相談等が行われました。
教 育 委 員 会	産業医等による健康相談を行うとともに、共済組合において、健康づくりセミナー、電話相談等が行われました。
警 察 本 部 長	産業医・カウンセラー・健康管理対策室による相談、健診事後指導、禁煙サポート等健康教育事業を行いました。また、警察共済組合において、健康教室の開催等健康づくり運動を推進しました。

(イ) 安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、安全衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等を配置し、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全を確保するための安全衛生管理体制を整備しています。

区 分	委員会名	設置数
知 事 等	総括安全衛生委員会	1
	安全衛生委員会	12
	衛生委員会	14
公 営 企 業 管 理 局	衛生委員会	4
教 育 委 員 会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	68
警 察 本 部 長	安全衛生委員会	18

(ウ) その他

職員の厚生福利事業を進めるため、元気回復事業等を実施しています。令和2年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

a 元気回復事業等

区 分	概 要
知 事 等	ボランティア活動の支援、職員だよりの発行等を行うとともに、図書室や職員運動場を設置しています。また、共済組合と共同で、ライフプランの支援事業を行いました。更に、共済組合において、スポーツ施設、山の家の助成等が、互助会において、サークルへの活動助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）等が、それぞれ行われました。
教 育 委 員 会	共済組合において、ライフプランの支援事業、宿泊事業等が、互助会において、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成等が、それぞれ行われました。

共済組合福祉事業
令和2年度実績

区 分	利用者数	
知事等 【地方職員共済組合】 組合員数 6,545人 被扶養者数 5,860人	健 診 事 業	11,118人
	健 康 づ く り 事 業	8,121人
	愛 媛 診 療 所	2,651人
	貸 付 累 計 件 数	612件
教育委員会 【公立学校共済組合】 組合員数 13,099人 被扶養者数 9,547人	健 診 事 業	4,076人
	健 康 づ く り 事 業	1,701人
	そ の 他 事 業	6,792人
	にぎたつ会館（利用補助）	23,186人
	貸 付 累 計 件 数	1,507件
警察本部長 【警察共済組合】 組合員数 2,889人	健 診 事 業	4,119人
	健 康 づ く り 事 業	967人
	そ の 他 事 業	0人

被扶養者数	3,936人	貸付累計件数	465人
-------	--------	--------	------

互助会事業実績

令和2年度実績

(千円)

区分	主な保健文化事業	事業費
知事等 会員数 6,252人 会員掛金 129,100千円	リフレッシュ助成事業、サークル助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、生涯設計支援事業	57,776
教育委員会 会員数 12,127人 会員掛金 335,301千円	人間ドック、メンタルヘルスセミナー、退職準備セミナー、福祉相談、リフレッシュ海外旅行助成、インフルエンザ予防接種補助等	28,970
警察本部長 会員数 2,991人 会員掛金 62,070千円	資格取得・通信教育等助成、カフェテリアプラン（選択型福利厚生事業）、柔剣道指導助成、事件検挙助成等	49,274

b 給付事業

(a) 共済組合による給付

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の病気、出産、死亡、休業等に関し、相互救済を図るため、法定給付として、保健給付、休業給付及び災害給付が行われるとともに、法定給付に付加して給付する附加給付が行われています。

令和2年度実績

(千円)

区分	知事等	教育委員会	警察本部長
保健給付	82,399	2,816,661	875,935
直営保健給付	6,682	33,751	0
休業給付	215,613	374,035	50,294
災害給付	0	2,170	0
附加給付	19,664	47,415	16,388
一部負担金払戻金等	21,376	46,772	9,649
計	345,734	3,320,804	952,266

(b) 互助会による給付

互助会により、会員等の病気、出産、死亡等に関し、相互救済を図るための給付が行われています。

(千円)

区分	主な給付事業	給付総額
知事等	医療補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	44,619
教育委員会	療養費補助金、死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金等	386,942
警察本部長	死亡弔慰金、銀婚祝金、傷病見舞金、入学祝金	5,028

c 職員住宅（独身寮）設置状況

職員が安心して赴任し職務に専念できるよう、厚生福利施設として職員住宅等を設置しています。任命権者別の設置状況は、以下のとおりです。

(単位：戸)

区分	知事	公営企業管理者	教育委員会	警察本部長
戸数	199	290	311	910

イ 公務災害補償の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。令和2年度における公務災害・通勤災害の認定件数は、89件です。任命権者別の内訳は、以下のとおりです。

(単位：件)

区 分	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
公 務 災 害	8	14	27	33	82
通 勤 災 害	1	4	1	1	7
合 計	9	18	28	34	89

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。令和2年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(3)のとおり、人事委員会に対して措置の要求が行われています。

エ 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、審査請求をすることができることとされています。令和2年度においては、「2 人事委員会の業務の状況」の(4)のとおり、人事委員会に対して審査請求が行われています。

2 人事委員会の業務の状況

(1) 競争試験及び選考の状況

職員の任用については、地方公務員法並びに職員の採用及び昇任に関する規則等を基本法規として、成績主義の原則が貫かれるよう努めました。

ア 採用候補者試験の実施状況

令和2年度に実施した採用候補者試験は、次のとおりです。

(ア) 採用候補者試験実施状況

試験の名称	受験資格（令和2年4月1日現在）	受付期間	試験実施 年月日
愛媛県職員採用候補者（上級）試験	・年齢21（20）歳以上34歳未満の者 保健師のみ20歳以上34歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者 資格免許を必要とする職は、上記の者で、当該資格・免許を有する者又は取得する見込みの者	2.5.18 ～6.5	〔第1次〕 2.6.28 〔第2次〕 2.7.15～8.2
	行政事務B ・年齢21歳以上27歳未満の者 ・年齢21歳未満の者で、大学卒業者又は大学卒業見込者	2.3.10～24	〔第1次〕 2.4.2～9、 2.6.1～11 〔第2次〕 2.8.1～3
愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験	行政事務 年齢21歳以上39歳未満の者で、民間企業等での職務経験が5年以上ある者	2.6.3～22	〔第1次〕 エントリーシートによる書類選考 〔第2次〕 2.8.21～23 〔第3次〕 2.9.22

	総合土木 林 業	年齢21歳以上39歳未満の者で、愛媛県外に本社を置く民間企業等での職務経験が5年以上ある者		〔第1次〕 エントリーシート による書類選考 〔第2次〕 2.7.31~8.29
	総合土木 〔追加募集〕		2.11.10~30	〔第1次〕 エントリーシート による書類選考 〔第2次〕 2.12.16 ~3.1.9
愛媛県職員採用候補者（初級）試験		年齢17歳以上21歳未満の者 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	2.8.14~31	〔第1次〕 2.9.27 〔第2次〕 2.10.23~30
愛媛県職員採用候補者（資格免 許職）試験	短大卒程度	年齢19歳以上34歳未満の者で、保育士の資格を有する者又は 取得する見込みの者		
障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者 （初級）試験		年齢17歳以上34歳未満の者で、以下の項目のいずれかに該当 する者 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から 6級までの者 ・療育手帳の交付を受けている者 ・児童相談所等により知的障がいがあると判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	2.9.1~18	〔第1次〕 2.11.1 〔第2次〕 2.12.1~8
愛媛県警察官（大学卒）採用候 補者試験	男性	年齢17歳以上32歳未満の男子で、大学卒業者又は令和3年3 月末日までに大学卒業見込みの者	2.4.1~17	〔第1次〕 2.7.11・12 〔第2次〕 2.8.3~13
	女性	年齢17歳以上32歳未満の女子で、大学卒業者又は令和3年3 月末日までに大学卒業見込みの者		
愛媛県警察官（高校卒程度）採 用候補者試験	男性	年齢17歳以上32歳未満の男子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）	2.8.27 ~9.15	〔第1次〕 2.10.17・18 〔第2次〕 2.11.11~19
	女性	年齢17歳以上32歳未満の女子 （大学卒業者又は大学卒業見込者を除く。）		

(イ) 採用候補者試験受験状況

a 愛媛県職員採用候補者（上級）試験

(単位：人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行 政 事 務 A	70	460	359	177	167	79	4.5倍
行 政 事 務 (情 報)	3	9	7	4	4	3	2.3倍
学 校 事 務	22	89	72	54	51	24	3.0倍
警 察 事 務	8	78	60	24	23	12	5.0倍
警 察 事 務 (情 報)	1	2	2	2	1	1	2.0倍
総 合 土 木	25	30	19	18	16	14	1.4倍
建 築	4	11	8	7	7	5	1.6倍
農 業	16	46	41	39	34	16	2.6倍
畜 産	1	2	2	2	2	1	2.0倍
林 業	4	9	7	5	4	4	1.8倍
水 産	3	20	15	10	10	3	5.0倍
電 気 ・ 電 子	1	6	5	4	3	1	5.0倍
化 学	4	19	13	12	8	4	3.3倍
機 械	1	6	5	4	4	1	5.0倍

薬 劑 師	13	17	15	15	14	12	1.3倍
福 祉	8	17	17	15	13	9	1.9倍
心 理	4	18	17	6	6	4	4.3倍
保 健 師	6	34	32	15	15	8	4.0倍
管 理 栄 養 士	2	22	18	5	4	2	9.0倍
合 計	196	895	714	418	386	203	3.5倍

b 愛媛県職員採用候補者（上級）試験〔行政事務B〕 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
行政事務B	15	394	315	44	28	16	19.7倍

c 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔行政事務〕 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	3次合格者数	競争倍率
行政事務	5	122	30	25	15	13	8	15.3倍

d 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔総合土木、林業〕 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
総合土木	4	7	6	6	4	1.8倍
林業	1	4	4	3	1	4.0倍
合 計	5	11	10	9	5	2.2倍

e 愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験〔総合土木〕〔追加募集〕 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込(受験)者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
総合土木	10	3	3	3	3	1.0倍

f 愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	10	71	68	29	21	15	4.5倍
警察事務	5	54	52	12	10	8	6.5倍
電気	1	2	2	2	2	1	2.0倍
合 計	16	127	122	43	33	24	5.1倍

g 愛媛県職員採用候補者（資格免許職）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
短大卒程度 保育士	4	8	8	6	5	5	1.6倍

h 障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
一般事務	6	41	36	16	15	6	6.0倍
警察事務	1	5	5	4	3	2	2.5倍
合 計	7	46	41	20	18	8	5.1倍

i 愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験 (単位：人)

試験区分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警察官（男性）	58	229	135	126	116	100	1.4倍

警 察 官 (女 性)	8	81	47	32	28	16	2.9倍
合 計	66	310	182	158	144	116	1.6倍

j 愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験 (単位:人)

試 験 区 分	採用予定	申込者数	受験者数	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	競争倍率
警 察 官 (男 性)	42	285	207	121	97	64	3.2倍
警 察 官 (女 性)	5	82	62	15	14	8	7.8倍
合 計	47	367	269	136	111	72	3.7倍

イ 選考の実施状況

職員の採用・昇任については、特殊な職その他について、人事委員会の行う選考によることが認められているが、令和2年度の採用・昇任に係る選考の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 採用選考 (単位:人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	合 計
行 政 職	1	主 事 ・ 技 師	8		11		19
	2	主 事 ・ 技 師	3		1		4
	3	係 長	3		6		9
	4	専 門 員	4		25		29
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹	2			2	4
	6	本 庁 課 長			13		13
	7	参 事			2		2
	8	本 庁 局 長	1				1
	9	本 庁 部 長					
公 安 職	1	巡 査					
	2	主 任					
	3	係 長				7	7
	4	係 長				2	2
	5	課 長 補 佐				9	9
	6	本 部 課 次 長				3	3
	7	本 部 課 長				8	8
	8	参 事 官					
	9	部 長					
研 究 職	1	研 究 員	1				1
	2	主 任 研 究 員					
	3	主 任 研 究 員					
	4	主 席 研 究 員					
	5	機 関 の 長					
医 療 職 (一)	1	技 師	6	3			9
	2	係 長 ・ 医 長		22			22
	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長		5			5
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長		8			8
	5	医 監					
	1	技 師	4	2			6

医療職 (一)	2	技 師		1			1
	3	主 任					
	4	係 長					
	5	専 門 員					
	6	地 方 機 関 の 課 長					
	7	地 方 機 関 の 長					
	医療職 (二)	1	技 師				
2		技 師	2	60			62
3		主 任					
4		係 長					
5		専 門 員					
6		副 看 護 部 長					
7		看 護 部 長 ・ 地 方 機 関 の 長					
技 能 労 務 職							
合 計			34	101	58	31	224

(1) 昇任選考

(単位：人)

職群	級	代表的な職	知 事	公営企業管理者	人事委員会	議 会 議 長	代表監査委員	教育委員会	警察本部長	合 計
行政職	3	係 長								
	4	専 門 員								
	5	課 長 補 佐 ・ 主 幹								
	6	本 庁 課 長	59	3			9	3	74	
	7	参 事	43	1			2		46	
	8	本 庁 局 長	23	1			1		25	
	9	本 庁 部 長	7				1	1	9	
公安職	2	主 任								
	3	係 長								
	4	係 長								
	5	課 長 補 佐								
	6	本 部 課 次 長								
	7	本 部 課 長						12	12	
	8	参 事 官						7	7	
研究職	2	主 任 研 究 員								
	3	主 任 研 究 員								
	4	主 席 研 究 員								
	5	機 関 の 長								
	2	係 長 ・ 医 長								
医療職 (一)	3	保 健 所 課 長 ・ 病 院 部 長								
	4	本 庁 課 長 ・ 副 院 長								
	5	医 監	1	8					9	
医療職 (二)	4	係 長								
	5	専 門 員								
	6	地 方 機 関 の 課 長								

	7	地方機関の長	2						2	
医療職(二)	4	主任								
	5	専門員								
	6	副看護部長								
	7	看護部長・地方機関の長	3						3	
合計			138	13			1	13	29	194

(ウ) 警察官階級昇任選考

(単位：人)

階 級	昇任者数
警 視	17
警 部	5
警 部 補	
巡 査 部 長	
合 計	22

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告の日及びその相手方

報告及び勧告の日	令和2年10月26日、令和2年11月16日
報告及び勧告の相手方	議 会 議 長 及 び 知 事

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

令和2年4月分の県職員給与と県内の民間給与とを比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均30円(0.01%)上回っています。

民間給与 (A)	359,714円	較 差 (A - B) 30円 (0.01%)
県職員給与 (B)	359,744円	

b 特別給(期末・勤勉手当)

民間における年間支給割合は4.43月分であり、県職員の期末・勤勉手当の年間支給割合4.50月分が、民間における年間支給割合を0.07月分上回っています。

(イ) 県職員の給与

a 給与の改定

(a) 月例給

公民給与の較差が極めて小さいことから、月例給(給料表及び諸手当)は改定していません。

(b) 特別給

令和2年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分(令和3年度以降は年間で0.05月分)引き下げるべきです。

(ウ) 公務運営に関する課題

a 人材の確保・育成

学生の進路選択の早期化や就業意識の多様化の進展等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務等の勤務環境への関心が高まる中、学生等の就業・就職に対する考え方の変化を捉え、県職員の魅力を積極的に情報発信していく必要があります。

また、時代に即した試験制度の在り方や県民の負託に応えることができる多様な有為の人材の確保策について幅広く検討し、受験者確

保に積極的に取り組むとともに、職員の意識改革の徹底や人材育成にも引き続き注力するほか、女性職員が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境づくりや柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に取り組み県職員の仕事の魅力を一層高めていくことが必要です。

b 障がい者雇用に関する取組

障がいのある職員が安心して働くことができ、職場への定着が図られるよう、職員全員が障がい特性や合理的配慮への理解を深めるとともに、その能力を最大限に発揮できる職場環境の整備等に取り組む必要があります。

c 仕事と家庭生活の両立支援の推進

新型コロナウイルス感染症を契機として積極的な利用が図られているテレワークをはじめ仕事と家庭生活の両立支援制度について職員への周知を一層進めるとともに職員がより利用しやすい制度となるよう見直しを行うなど、全ての職員が育児や家族の介護と仕事の両立がしやすく、その個性と能力を十分に発揮できる職場づくりに一層取り組む必要があります。

d 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

勤務時間を適切に把握・確認するとともに、業務の見直し・削減・合理化の推進、適正な人員配置及び柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に努めるほか、上限を超えて超過勤務を命じられた職員の要因を分析・検証し、その結果を踏まえた実効ある取組をより一層進める必要があります。

年次有給休暇については、民間労働法制を踏まえた取得促進の取組が行われているところであり、引き続き職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組む必要があります。

e 職員の健康管理

依然として精神疾患による長期の病気休暇取得者等が多いことに加え、自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応の長期化に伴う影響も懸念されることから、過重労働による健康障害の発生の未然防止により一層努める必要があります。

また、職場におけるハラスメントについては、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務化やハラスメント相談を行った者への不利益取扱いの禁止等、ハラスメント防止対策の強化に関する法改正に対応した取組が行われているところであり、引き続きその未然防止に努め、快適な職場環境を維持する必要があります。

f 高齢層職員の能力・経験の活用（雇用と年金の接続の在り方）

地方公務員の定年を段階的に65歳まで引き上げるための地方公務員法改正案は継続審議となっているが、今後の国の動向を注視し、定年の引上げに係る諸課題について、本県の状況を踏まえた具体的な検討を進める必要があります。

併せて、現在運用されている再任用制度についても、引き続き、能力及び経験を活かせる環境整備に努めていく必要があります。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できるとされています。

令和2年度中の要求件数、終結件数及び令和3年度への繰越件数はいずれもありません。

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、審査請求をすることができるとされています。

令和2年度中の請求件数、終結件数及び令和3年度への繰越件数はいずれもありません。

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び審査請求に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

令和2年度中の処理件数は6件で、令和3年度への繰越件数はありません。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（電気式）

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式

ただし、空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む）並びに保守管理及び修

繕を含む。

数量は以下のとおり。

4校103教室

- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。

- (4) 借入期間

各高等学校の空調設備は、令和4年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から10年間（120箇月）とする。

なお、借入期間は、10年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、最長6年間延長できるものとする。

- (5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

- (6) 入札方法

ア 入札金額は、(2)に要する総額を借入期間（120箇月）において均等に分割した1月当たりのサービス利用料金の金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、各高等学校への空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

- (2) 入札書の受領期限

令和3年11月4日（木）から11月8日（月）午前9時59分までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午

後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、11月5日（金）午後5時15分までに必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

令和3年9月28日（火）から10月22日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和3年11月8日（月）午前10時00分

愛媛県庁第二別館4階労働委員会室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和3年10月22日（金）午後5時15分まで

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

ウ 退出方法

持参又は郵送等

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural High School Air conditioning , 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 8 November 2021
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m. , 5 November 2021)

- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2951

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年9月28日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ及び保守管理等業務（ガス式）

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県立高等学校空調設備の借入れ 一式
ただし、空調機器及び受電設備（以下「空調設備」という。）の設置工事（設置に必要な資材を含む）並びに保守管理及び修繕を含む。

数量は以下のとおり。

2校52教室

(3) 借入物品の内容等

仕様書による。

(4) 借入期間

各高等学校の空調設備は、令和4年3月31日までに設置を完了し、稼働可能な状態にすることとする。

借入期間は、空調設備を稼働可能な状態にした日の属する月の翌月から10年間（120箇月）とする。

なお、借入期間は、10年間経過後、空調設備に特に異常がない場合は、サービス利用料金等について協議した上で、最長6年間延長できるものとする。

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、(2)に要する総額を借入期間（120箇月）において均等に分割した1月当たりのサービス利用料金の金額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年3月31日までに、要求する仕様の空調設備を確実に納入し、各高等学校への空調設備の設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 空調設備に係る保守管理及び修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) この入札公告の日から過去5年に種類及び規模を同じくする

契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。

(5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2951

(2) 入札書の受領期限

令和3年11月4日（木）から11月8日（月）午前9時59分までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、11月5日（金）午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年9月28日（火）から10月22日（金）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年11月8日（月）午前10時20分

愛媛県庁第二別館4階労働委員会室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書を知事に提出し、2に掲げる資格を有することの確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

令和3年10月22日（金）午後5時15分まで

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

ウ 退出方法

持参又は郵送等

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be leased: Ehime Prefectural High School Air conditioning , 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 8 November 2021 (tenders submitted by mail: 5:15 p.m. , 5 November 2021)
- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2951

監査公表

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年9月28日

愛媛県監査委員 永井一平
同 森高康行
同 高橋正浩
同 毛利修三

監査対象機関	監査年月日		
循環型社会推進課	令和2年8月21日		
(監査の結果) 収入未済の行政代執行費用（高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの）について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
30年度	1者	645,282	令和元年度決算による
(措置の内容) 債権者である法人に対し、平成31年3月26日付けで代執行費用の納付命令を行い、令和元年5月8日付けで督促状を送付。納付期限内に納付されなかったことから、法人の財産調査を行い、債権回収手続きを進め、令和2年9月17日に98,320円を回収した。今後も適切な債権管理を行い、債権回収に努める。			

監査対象機関	監査年月日
自然保護課	令和2年8月21日
(監査の結果) 職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、相手方工作物及び当該車両の毀損があり、県に多額の損害（1,186,664円）を与えた。	
(措置の内容) 平素から職員に対し、交通法規の遵守、交通事故防止について注意喚	

起を行っているところであるが、今後このような事故が発生しないよう、なお一層安全運転の徹底や運転時の体調管理に万全を期すよう指導を促し、交通事故防止に努めている。

監査対象機関	監査年月日		
保健福祉課	令和2年8月19日		
(監査の結果) 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
16年度及び17年度	482者	42,970,020	令和元年度決算による
(措置の内容) 未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。 その結果、令和元年度末の未収入金42,970,020円のうち、令和2年度中に50,140円（1者完納）を回収した。また、時効援用の申立があった20名について、1,782,560円を不納欠損とし、借受人の行方不明などで回収不能と判断した3名について、319,500円を債権放棄した結果、令和2年度末には、前年度より債務者数で24者減の458者、収入未済額で2,152,200円減の40,817,820円となっている。 今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。			

監査対象機関	監査年月日			
子育て支援課	令和2年8月27日			
(監査の結果) 1 児童扶養手当返還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				
区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	0	954,740	954,740	金額は各年度の決算による
30年度	126,870	907,870	1,034,740	
差引増減	126,870	46,870	80,000	
2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。 (母子福祉資金貸付金償還金)				
区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	6,009,395	248,092,854	254,102,249	金額は各年度の決算による
30年度	6,524,578	246,235,391	252,759,969	
差引増減	515,183	1,857,463	1,342,280	
(寡婦福祉資金貸付金償還金)				

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	191,557	19,945,852	20,137,409	金額は各年度の決算による
30年度	241,844	19,916,194	20,158,038	
差引増減	50,287	29,658	20,629	

（措置の内容）

1 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているが、令和3年5月末時点で収入未済額は1,000,560円となっている。

納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、今後返還金の発生の未然防止に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたっては、県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

また、令和2年3月の一斉催告から、一度も償還のない者等、本庁所管分の508件（未納額257,335,990円）について、一斉に催告書を発出し、収入未済額の減少に努めた。

これらの結果、前年度からの滞納繰越分274,239,658円のうち、59,444,520円が令和2年度内に納入されたが、令和2年度償還分5,536,826円が未収となったことから、令和2年度末の収入未済額は275,402,730円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

なお、債権回収の外部委託については、令和3年度に実施する予定である。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
企 業 立 地 課	令和2年8月11日

（監査の結果）

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理された。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	34,796,000	令和元年度決算による

（措置の内容）

本債権については、平成29年10月9日に時効が到来している中、令和3年4月19日付けで債務者から時効援用の申立てがあったことから、債務を免除し、令和3年4月28日付けで不納欠損に係る手続きが完了した。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
経 営 支 援 課	令和2年8月11日

（監査の結果）

中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理された。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
29年度	1者	5,096,460	令和元年度決算による

（措置の内容）

当該違約金は、平成29年4月に誓約した分割納付計画に基づき、同年4月から毎月150,000円を回収し、令和4年2月に完済予定となっていたが、貸付先が業績不振に陥ったため、令和元年5月、貸付先及び県中小企業再生支援協議会から当該分割納付計画を見直すよう要望があり、令和2年8月を目途に新たな納付計画を策定する見込みとなっていた。

しかし、同年9月、新型コロナウイルス感染症対策の影響により計画策定が困難になったとの連絡があり、同社の再生を支援する観点から、他債権者と歩調を合わせることが適切であるため、引き続き、納付を猶予することとした。

今後とも、関係金融機関と連携して当該企業の事業再生を支援しながら、適切な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	令和2年8月24日

（監査の結果）

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められた。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	0	62,599,846	62,599,846	金額は各年度の決算による
30年度	0	64,392,890	64,392,890	
差引増減	0	1,793,044	1,793,044	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理された。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
19年度～21年度及び令和元年度	3者	1,558,465	令和元年度決算による

（措置の内容）

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により令和元年度末で3者62,599,846円の未収金が生じていた。

令和2年度も債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、年度内に2,470,000円が償還され、令和2年度末現在の未収金額は3者60,129,846円となっている。

令和3年度は、5月末までに424,000円の償還があり、令和3年5月末現在の未収金額は3者59,705,846円となっている。

今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切な償還指導により、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、令和元年度末で3者1,558,465円の未収金が生じていた。

令和2年度も債務者への償還指導に努めた結果、年度内に110,000円が償還されたため、令和2年度末現在の未収金額は3者1,448,465円となっている。

令和3年度は、5月末までに20,000円の償還があったため、令和3年5月末現在の未収金額は、3者1,428,465円となっている。

いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力

等を考慮し、貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。
今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
森林整備課	令和2年8月24日

(監査の結果)

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、令和元年度末の歳入不足額は22億2,653万円と、前年度より3,472万円減少しているものの、令和元年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

県有林経営事業特別会計は、平成27年3月に見直した「県営林経営改善計画」に沿った事業運営を行い、次の新たな改善策を順次推進するなど円滑な経営改善に努めている。

- ①森林を採算林、不採算林に区分し管理。
- ②分収林の不採算林は無償解約、採算林は契約を延長。
- ③県有林の採算林は、70年サイクルの森林を目指す。
- ④平成28年度から人員を削減。(4名 3名)
- ⑤県有林経営事業基金は処分し、償還金に補填。
- ⑥林業躍進プロジェクト等の施策を積極的に推進。
- ⑦平成28年度から償還金に対しても一般会計から繰入。

こうした取り組みの結果、令和2年度の単年度収支(繰上充用額を除く。)は、4,132万円の黒字となり、令和2年度末の歳入不足額は前年に比べ減少し21億8,520万円となったが、依然として歳入不足が生じていることから、今後も経営改善計画を着実に実行し、財政健全化が早期に図られるよう鋭意努力して参りたい。

監査対象機関	監査年月日
漁政課	令和2年8月24日

(監査の結果)

- 1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	4,260,000	1,482,000	5,742,000	金額は各年度の決算による
30年度	0	1,710,000	1,710,000	
差引増減	4,260,000	228,000	4,032,000	

- 2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	969,517	令和元年度決算による

(措置の内容)

- 1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、令和元年度末で3名分5,742,000円の滞納繰越が生じてい

る。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、令和2年度は、うち1名から計120千円、もう1名からは計108千円、残る1名からは計1,150千円を収入した。

今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。

- 2 違約金969,517円は長期延滞となっており、定期的に本人と面談し、違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金(元本)の完済を優先させ、早期に違約金の支払いが可能となるよう適正な納入指導を継続することとしている。

監査対象機関	監査年月日
建築住宅課	令和2年8月25日

(監査の結果)

- 1 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	403,688	26,977,417	27,381,105	金額は各年度の決算による
30年度	532,329	26,720,107	27,252,436	
差引増減	128,641	257,310	128,669	

- 2 工事の契約手続遅延に伴う損害弁償金(消費税増税分)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
元年度	1者	9,751,200	令和元年度決算による

(措置の内容)

- 1 令和元年度末時点における住宅貸付損害金(105名27,381,105円)の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、令和2年度中に2名から95,370円の入金(完納)、分割納入中の7名から377,200円の入金があり、また、5名1,719,716円の不納欠損処分を行った結果、最終的な過年度分未収金(令和3年度繰越)については98名25,188,819円となった。

なお、令和2年度においては明渡訴訟の提訴が無かったため、新たな住宅貸付損害金は発生していない。

引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	0	25,188,819	25,188,819	金額は各年度の決算による
元年度	403,688	26,977,417	27,381,105	
差引増減	403,688	1,788,598	2,192,286	

- 2 債務者が請求内容を不服として、令和元年10月16日に管轄の裁判所に債務不存在確認請求事件として提起を行い、県としても、損害賠償請求事件として令和2年1月31日に反訴の提起を行っており、現在係争中である。

今後も、法廷で県の正当性を主張し、債権額が最大限確保出来るよう努めてまいりたい。

監査対象機関		監査年月日	
東予地方局総務企画部		令和2年7月14日	
(監査の結果)			
県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。			
収入未済額(円)		備考	
区分	現年度分	滞納繰越分	計
元年度	141,945,177	178,420,799	320,365,976
30年度	159,253,840	245,127,292	404,381,132
差引増減	17,308,663	66,706,493	84,015,156
金額は各年度の決算による			
(措置の内容)			
滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において、滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施したほか、令和2年度から管内全市町で「県・市町税務職員の相互併任」に取り組むなど、滞納整理に努力した結果、令和2年度に繰り越した未収入金320,365,976円が令和3年5月31日現在で142,337,463円に減少した。			
令和2年度現年課税分については、自動車税納期内納付キャンペーン等による啓発のほか、コンビニ納付、クレジットカード納付及びスマートフォン決済アプリ納付により、納税者の利便性を向上させ、納期内自主納税の促進に努めるとともに、滞納者に対しては、早期に財産調査を進め、預金、保険、給与などの差押えを実施するほか、タイヤロックや搜索など積極的に滞納処分を実施することにより、令和3年5月31日時点の未収入金は172,765,114円となった。			
今後とも、納税秩序の維持と収税の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。			

監査対象機関		監査年月日	
東予地方局健康福祉環境部		令和2年7月14日 令和2年7月22日	
(監査の結果)			
1 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。			
収入未済額(円)		備考	
区分	現年度分	滞納繰越分	計
元年度	0	327,020	327,020
30年度	90,000	237,020	327,020
差引増減	90,000	90,000	0
金額は各年度の決算による			
2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。			
(母子福祉資金貸付金償還金)			
収入未済額(円)		備考	
区分	現年度分	滞納繰越分	計
元年度	10,421,564	47,442,675	57,864,239
30年度	10,476,427	43,855,778	54,332,205
差引増減	54,863	3,586,897	3,532,034
金額は各年度の決算による			

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	90,750	42,250	133,000	金額は各年度の決算による
30年度	94,000	23,500	117,500	
差引増減	3,250	18,750	15,500	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	242,415	2,058,272	2,300,687	金額は各年度の決算による
30年度	286,881	1,852,843	2,139,724	
差引増減	44,466	205,429	160,963	

3 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方に人的被害があったほか、当該車両の毀損があり、県に多額の損害(653,858円)を与えた。

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

前年度に発生した生活保護費戻入金327,020円について、昨年度死亡した滞納者の相続人の内1名から35,000円が納入されたが、もう1名については相続が未だ確定していないこと、他の滞納者1名も生活保護受給者であり返還が困難であることから全額未納となった。なお、令和2年度に発生した生活保護費戻入金212,224円については全額納入されたことから、令和2年度の収入未済額は292,020円と1割削減した。今後も引き続き返還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受人に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主(連帯借主)への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の働き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分60,297,926円のうち、6,289,255円が納入された。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症を契機とする経済状況の悪化などにより償還が困難となる者が多く、令和2年度償還分10,381,675円が未収となったため、令和2年度の収入未済額は64,390,346円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

3 事故後は、従来からの交通安全の意識啓発に加え、自動車を運転する出張がある時は、朝礼でその旨を報告することにより、職員全員で安全運転が必要であることの意識を共有することや、管理職は自動車を運転する出張がある職員に対し、出張前に交通安全標語カードを手渡しして声をかけることにより、安全運転の意識を高めるなどの取組みを行い、再発防止の徹底を図っている。

監査対象機関		監査年月日		
東予地方局建設部		令和2年7月14日		
(監査の結果)				
県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				
区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	525,400	2,347,500	2,872,900	金額は各年度の決算による
30年度	549,800	5,125,400	5,675,200	
差引増減	24,400	2,777,900	2,802,300	
(措置の内容)				
令和元年度末時点で2,872,900円の収入未済額があったが、令和2年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。				
また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。				
この結果、令和2年度は、滞納繰越金661,000円の納入があり、不納欠損処分472,900円を行った。令和2年度現年度分の収入未済額は463,400円となり、令和2年度分を含めた収入未済額は、前年度に比べ670,500円減の2,202,400円となっている。				
今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。				

監査対象機関		監査年月日		
東予地方局今治土木事務所		令和2年7月22日		
(監査の結果)				
県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、一層努められたい。				
区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,060,500	1,464,300	2,524,800	金額は各年度の決算による
30年度	1,038,000	1,346,200	2,384,200	
差引増減	22,500	118,100	140,600	
(措置の内容)				
令和元年度末時点で2,524,800円(36名)の収入未済額があったが、令和2年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。				
また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。				
この結果、令和2年度は、滞納繰越金の29.8%、752,300円(23名)の納入があり、併せて312,800円(1名)の不納欠損処理を行った。また、令和2年度現年度分の収入未済額が1,744,400円となり、令和2年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ679,300円増の3,204,100円となった。				
今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。				

監査対象機関		監査年月日		
中予地方局総務企画部		令和2年7月16日		
(監査の結果)				
県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				
区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	266,596,924	296,618,427	563,215,351	金額は各年度の決算による
30年度	246,174,486	388,008,520	634,183,006	
差引増減	20,422,438	91,390,093	70,967,655	
(措置の内容)				
県税の納期限内の収入確保については、特に自動車税種別割(旧自動車税)について、県民に対し納期内納付の重要性を広くアピールすることで、納税者の意識啓発、納期内納付率の向上、滞納の未然防止を図るとともに、納税方法を周知することを目的として、例年、「納期内納付キャンペーン」を実施しており、今年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、商店街や大型商業施設での啓発活動は取り止めとなったが、関係機関へのポスター掲示依頼や、商工会議所・商工会から事業者への納期内納付の周知依頼、コンビニ及びクレジットカード、スマートフォン決済アプリの利用等による納期内納付の呼び掛け等の広報活動を実施し、同税の現年度課税分の納期内納付率(金額ベース)は前年度を1.83ポイント上回った。				
県税の収入未済額の縮減については、愛媛県徴収確保対策本部において策定された滞納整理方針及び目標に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しつつ、引き続き、必要なものについては迅速かつ厳正な差押、換価等の滞納処分の執行、税務職員の相互併任等による市町と連携した滞納整理の推進などにより、効果的かつ効率的な滞納整理を実施した。				
また、平成24年度に当局に県内の徴収困難案件や煩雑な公売案件の集約を目的に設置された「愛媛県特別滞納整理班」においても、新型コロナウイルス感染症対策のため搜索等の活動が大きな制約を受ける中、活動可能な時期には感染防止対策を十分に行ったうえで専門的な滞納整理活動を実施し、積極的に滞納処分に取り組んだ。				
しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が一定以上減少した納税者を対象として実施された「地方税の徴収猶予の特例」の許可額が法人関係税を中心に県税全体で約4億円に上ったことから、納期内納付率は金額ベースで97.85%、対前年度比0.23ポイント減となり、徴収猶予の特例許可分のうち約1億3,000万円が令和3年度へ繰り越しとなったことから、令和2年度末の現年度収入未済額は、元年度末から120,585,311円、45.23%増の387,182,235円、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額は、元年度末の563,215,351円から96,112,916円、17.07%増の659,328,267円となった。				
今後とも、引き続き納税秩序を確立し、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めて参りたい。				
区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	387,182,235	272,146,032	659,328,267	金額は各年度の決算による
元年度	266,596,924	296,618,427	563,215,351	
差引増減	120,585,311	24,472,395	96,112,916	

監査対象機関	監査年月日
中予地方局健康福祉環境部	令和2年7月16日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,947,578	16,162,971	18,110,549	金額は各年度の決算による
30年度	2,275,450	14,050,310	16,325,760	
差引増減	327,872	2,112,661	1,784,789	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,584,321	9,101,399	10,685,720	金額は各年度の決算による
30年度	1,895,030	8,388,286	10,283,316	
差引増減	310,709	713,113	402,404	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	127,128	787,679	914,807	金額は各年度の決算による
30年度	127,128	1,117,058	1,244,186	
差引増減	0	329,379	329,379	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額18,110,549円に対し、85,971円の納入があったが、令和2年度現年度償還分3,241,078円が未納となったことから、令和2年度末現在の収入未済額は21,265,656円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額11,600,527円に対し、1,725,975円の納入があったが、令和2年度現年度償還分1,845,358円が未納となったことから、令和2年度末現在の収入未済額は11,719,910円となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、引き続き、電話・文書等による返還指導を行うとともに、個々の生活状況に応じた適切な返還計画などの指導も併せて行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の整理・縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局建設部	令和2年7月16日

(監査の結果)

1 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	5,461,358	15,135,301	20,596,659	金額は各年度の決算による
30年度	5,678,787	19,280,530	24,959,317	
差引増減	217,429	4,145,229	4,362,658	

2 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
28年度	1者	5,794	令和元年度決算による

3 収入未済の河川不法投棄物処分費用負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	248,400	令和元年度決算による

4 収入未済の道路占用料について、納期限内の収入確保に努めるとともに適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
元年度	2者	24,000	令和元年度決算による

(措置の内容)

1 令和元年度末における県営住宅貸付料滞納分(20,596,659円)については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領及び愛媛県県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納付指導を行うとともに、保証人に対する納付指導依頼を行うほか、債権回収業者への収納業務委託により滞納の解消に努めている。

この結果、令和3年5月末日現在において、607,929,047円(現年度分)、5,933,688円(滞納繰越分)の納付及び4,984,500円の不納欠損処分により、滞納額が13,563,669円に減少した。

今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

2 債務者は、平成30年4月27日に破産手続きが終結し、同年5月1日付で商業登記簿が閉鎖され、法人格が消滅し回収の見込みがないことから、令和3年3月19日付けで権利を放棄のうえ不納欠損処理を行った。

3 債務者は、平成30年4月に保護決定を受け、現在も生活保護を受給している状況である。定期的に就労状況等の確認を行うなど、適切な債権管理に努めたい。

4 債権管理に努めた結果、令和2年6月29日に480円、令和2年11月4日に23,520円の納付があった。

監査対象機関	監査年月日
中予地方局久万高原土木事務所	令和2年7月16日

(監査の結果)

収入未済の工事請負契約の解除に伴う違約金及び前払金余剰額に対する利息について、適切に債権管理されたい。

(違約金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
26年度	1者	270,100	令和元年度決算による

(利息)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
26年度	1者	247,885	令和元年度決算による

(措置の内容)

平成26年度違約金及び過払前払金返還利息の納入義務者から、平成26年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日、工事請負契約を解除した。

その後、平成26年9月11日管轄の裁判所において破産手続が開始されたため、平成27年1月30日付けで、当該収入未済を破産債権として届出書を提出していたところ、平成28年9月22日付けで費用不足により破産手続廃止決定が確定した。

今後とも、愛媛県債権管理マニュアルに基づく適切な債権管理を行いたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	令和2年7月20日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	50,762,047	45,764,246	96,526,293	金額は各年度の決算による
30年度	47,994,488	56,365,456	104,359,944	
差引増減	2,767,559	10,601,210	7,833,651	

(措置の内容)

令和2年度現年度課税分については、前年度に引き続き自動車税納期前納付キャンペーンや「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」等の納税方法の拡充などによる納期内自主納税の促進に努めるとともに、給与を中心とした債権の差押等積極的な滞納処分を実施したことにより、未収金は47,331,685円となり、前年度に比べて3,430,362円減少した。

令和2年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、債権差押の徹底と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努め、本局管内(平成24年度から)及び支局管内(平成26年度から)において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」による個人県民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、令和元年度に繰越した未収入金96,526,293円は令和3年5月31日現在45,146,963円となり、51,379,330円減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、令和元年度末の96,526,293円から、令和2年度末には92,478,648円となり、4,047,645円、4.19%の減少となっている。

今後とも、納税秩序を確立し、収税の確保を図るため、納期前納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
2年度	47,331,685	45,146,963	92,478,648	

元年度	50,762,047	45,764,246	96,526,293	金額は各年度の決算による
差引増減	3,430,362	617,283	4,047,645	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	令和2年7月17日 令和2年7月20日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	1,284,080	12,486,376	13,770,456	金額は各年度の決算による
30年度	5,579,600	10,911,894	16,491,494	
差引増減	4,295,520	1,574,482	2,721,038	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	5,490,672	29,334,354	34,825,026	金額は各年度の決算による
30年度	5,947,844	28,573,111	34,520,955	
差引増減	457,172	761,243	304,071	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	5,726	0	5,726	金額は各年度の決算による
30年度	0	0	0	
差引増減	5,726	0	5,726	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	86,400	699,902	786,302	金額は各年度の決算による
30年度	160,104	717,366	877,470	
差引増減	73,704	17,464	91,168	

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	1,759,904	2,749,267	4,509,171	金額は各年度の決算による
30年度	236,000	3,417,282	3,653,282	
差引増減	1,523,904	668,015	855,889	

(八幡浜支局)

(措置の内容)

1 令和元年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が13,770,456円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和3年3月末までに494,808円納入された結果、未納額は13,275,648円となった。

未納者は71名であり、うち32名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和2年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

令和2年度生活保護費戻入金収入状況表

令和3年5月31日現在

2年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
7,831,484円	6,459,263円	1,372,221円	82.4%

未納者13名

2 令和元年度末において、母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額が35,617,054円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和3年3月末までに6,008,239円納入された結果、未納額は29,608,815円となった。

滞納者105名中26名が償還済みとなったほか、62名からは一部納入を得た。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多い状態である。

今年度も引き続き、滞納者へ催告書を送付するとともに、就労情報の提供や口座振替の推進、日々の電話催告等に応じない滞納者に対する戸別訪問、連帯保証人に対する償還協力の要請等を積極的に行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和2年度の現年度分母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金については、次のとおりとなっている。

令和2年度母子父子寡婦福祉資金償還金収入状況表

令和3年5月31日現在

2年度調定額	収入済額	収入未済額	償還率
64,496,020円	60,172,970円	4,323,050円	93.3%

未納者56名

3 令和元年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が4,509,171円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和3年3月末までに735,000円納入された結果、未納額は3,774,171円となった。

未納者は12名であり、うち5名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和2年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

令和2年度生活保護費戻入金収入状況表

令和3年5月31日現在

2年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
4,473,287円	4,230,009円	243,278円	94.6%

未納者5名

監査対象機関 監査年月日

南予地方局建設部 令和2年7月20日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,061,100	596,800	1,657,900	金額は各年度の決算による
30年度	873,500	708,200	1,581,700	
差引増減	187,600	111,400	76,200	

(措置の内容)

県営住宅貸付料については、令和元年度末時点で1,657,900円(16名)の収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導に努めた結果、984,800円(12名)の納付があり、令和元年度以前の収入未済額は673,100円(8名)となっている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めて参りたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
2年度	956,449	673,100	1,629,549	金額は各年度の決算による
元年度	1,061,100	596,800	1,657,900	
差引増減	104,651	76,300	28,351	

監査対象機関 監査年月日

南予地方局八幡浜土木事務所 令和2年7月17日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	80,100	0	80,100	金額は各年度の決算による
30年度	85,500	0	85,500	
差引増減	5,400	0	5,400	

(措置の内容)

平成30年度から令和元年度に繰り越された85,500円については、令和元年度中に、令和元年度末に新たに発生した収入未済額80,100円については、令和2年8月までに行った督促により、全額解消した。

監査対象機関 監査年月日

福祉総合支援センター 令和2年5月27日

(監査の結果)

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	6,577,460	26,915,350	33,492,810	金額は各年度の決算による
30年度	6,495,350	26,191,680	32,687,030	
差引増減	82,110	723,670	805,780	

2 収入未済の非常勤嘱託職員報酬返納金について、債権放棄の検討も含め、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	55,128	令和元年度決算による

(措置の内容)

1 児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、四半期毎に徴収検討会議を開催し、未納状況について情報を共有するとともに、滞納者の生活状況や重点的に納付を指導すべき未収金について検討を行い、文書催告や臨戸訪問等により積極的に滞納整理を行った。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	令和元年12月31日現在	令和元年度末現在(令和2年度への繰越額)	令和3年5月31日現在
元年度現年分	6,577,460	6,577,460	5,901,920
元年度滞納繰越分	26,915,350	26,915,350	21,996,430
計 ①	33,492,810	33,492,810	27,898,350
2年度現年分②			6,063,150
合計(①+②)	33,492,810	33,492,810	33,961,500

2 平成30年4月25日裁判所から破産手続開始の通知があり、債権届出書を提出し、平成31年1月10日に13,686円の入金があった。免責が確定しているため、弁済は困難と思われるが、時効までは自然債務として残るため、任意弁済があった際は受け付けることとしたい。

なお、収納未済額55,128円について適切な債権管理に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	令和元年12月31日現在	令和元年度末現在(令和2年度への繰越額)	令和3年5月31日現在
29年度現年分	55,128	55,128	55,128

監査対象機関	監査年月日
東予子ども・女性支援センター	令和2年4月21日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,665,650	5,029,550	6,695,200	金額は各年度の決算による
30年度	1,195,170	6,110,810	7,305,980	
差引増減	470,480	1,081,260	610,780	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	令和元年11月30日現在	令和2年度への繰越額(令和元年度末現在)	令和2年11月30日現在
令和元年度分	1,155,520	1,665,650	1,652,450
滞納繰越分	7,203,080	5,029,550	4,970,350
計 ①	8,358,600	6,695,200	6,622,800
令和2年度分②			1,647,950
合計(①+②)	8,358,600	6,695,200	8,270,750

監査対象機関 監査年月日

南予子ども・女性支援センター 令和2年5月18日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,825,590	9,779,430	11,605,020	金額は各年度の決算による
30年度	2,932,140	8,552,470	11,484,610	
差引増減	1,106,550	1,226,960	120,410	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、10月に催告書を送付するとともに、徴収会議を開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、令和2年度に繰り越した未収金11,605,020円の内、令和3年3月末現在83,700円を収納し、1,819,660円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区分	収入未済額(円)	
	令和2年度への繰越額(令和元年度末現在)	令和3年5月31日現在
令和元年度分	1,825,590	1,825,590
滞納繰越分	9,779,430	7,876,070
計 ①	11,605,020	9,701,660
令和2年度分②		1,602,375
合計(①+②)	11,605,020	11,304,035

監査対象機関	監査年月日
子ども療育センター	令和2年5月26日

(監査の結果)

子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	719,927	2,342,706	3,062,633	金額は各年度の決算による
30年度	647,322	2,589,360	3,236,682	
差引増減	72,605	246,654	174,049	

(措置の内容)

子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会(夜間・休日を含む)による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	令和2年度への繰越額(令和元年度末現在)	令和2年9月30日現在	差引増減	
滞納繰越分	～平成30年度分	2,342,706	1,969,166	373,540
	令和元年度分	719,927	504,160	215,767
	計	3,062,633	2,473,326	589,307

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	令和2年8月28日

(監査の結果)

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	66,860,000	236,337,500	303,197,500	金額は各年度の決算による
30年度	65,757,000	230,882,966	296,639,966	
差引増減	1,103,000	5,454,534	6,557,534	

(措置の内容)

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ制度の趣旨や返還義務等を指導するとともに、卒業後、新たに返還を開始するときは、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限及び納入額の事前案内を行い、納期限内の収入確保に努めている。

また、返還指導を業務とする奨学生指導員(特定業務職員3名)を設置し、係員と連携して、滞納者本人や連帯保証人等に対する電話、文書等での返還指導を行うほか、平成30年度からは回収困難な債権を債権回収会社に委託し収入未済額の縮減に取り組んでいる。

令和元年度末現在の未収額303,197,500円については、令和2年度に76,771,971円(うち委託先での収納分21,500,280円)を収納し、90,000円を不納欠損したことにより、令和3年度への滞納繰越額は226,335,529円となった。しかしながら、多量採用した時期(平成21年度前後)の奨学生が返還期にあることなどにより、令和2年度には新たに842件、57,984,000円の未収金が発生したため、令和2年度末現在の未収額は、過年度分と合わせて284,319,529円となった。

今後は、長期未収債権の委託をさらに進めるとともに、奨学生指導員による初期の返還指導の徹底により、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
人権教育課	令和2年8月18日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	21,994,981	591,535,499	613,530,480	金額は各年度の決算による
30年度	25,952,715	581,714,900	607,667,615	
差引増減	3,957,734	9,820,599	5,862,865	

(措置の内容)

令和2年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、42,527,574円の調定額に対し、収納額23,759,224円となっており、収納率は55.9%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、令和2年度中に14,563,111円を収納し、令和3年3月末現在では596,871,677円となったが、新たに令和2年度の未収金18,768,350円が発生したことから、令和2年度末の収入未済額は615,640,027円となっている。

平成23年度からはすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者と連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導を行う等、係全身体制でより効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監査対象機関	監査年月日
警察本部	令和2年8月31日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
元年度	1,236,000	2,378,000	3,614,000	金額は各年度の決算による
30年度	2,341,000	2,830,356	5,171,356	
差引増減	1,105,000	452,356	1,557,356	

2 延滞金（放置違反金に伴うもの）について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
元年度	214,200	464,026	678,226	金額は各年度の決算による
30年度	405,200	860,226	1,265,426	
差引増減	191,000	396,200	587,200	

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
17年度、19年度及び令和元年度	3者	1,496,754	令和元年度決算による

4 宇和島警察署庁舎新築工事（施第2号）において、不用土処分に要する費用の検討が十分に行われておらず、最も経済的な積算となっていなかったため、工事原価で998,000円が過大となっていた。

（措置の内容）

1 放置違反金について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、注意をひくよう赤色の封筒を使用して督促状や催告書を送付したほか、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催促、会計員の直接訪問による現金徴収、財産調査に基づく預金口座の差押え及び滞納者の勤務先に対する給料差押え勧告を実施し、積極的な回収を実施した結果、平成30年度未収金5,171,356円のうち、令和2年3月末日までに2,793,356円を収納し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も、訪問による催促活動、所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

2 延滞金（放置違反金に伴うもの）について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、注意をひくよう赤色の封筒を使用して催告書を送付したほか、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接、所在不明者への追跡調査の強化、会計員の直接訪問による現金徴収、財産調査に基づく預金口座の差押え及び滞納者の勤務先に対する給料差押え勧告を積極的に実施した結果、平成30年度未収金1,265,426円のうち、令和2年3月末日までに801,400円を収納し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も、訪問による催促活動、所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分（収入未済額424,000円）については、平成17年10月発生 of 拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であるが、令和元年度までに損害弁償金519,000円のうち95,000円を収納している。

債務者は、刑務所への収監を繰り返しており、出所した際に面接を実施し、納付の意思を確認した上で誓約書を徴収したものの、再度刑務所へ収監されていることから、郵送により支払を催促するとともに、今後の出所情報を随時確認するなど、可能な限り早期の収納に努める。

平成19年度調定分（収入未済額385,000円）については、平成19年6月発生 of 本部庁舎損壊に係る損害弁償金であるが、令和元年度までに損害弁償金924,000円のうち539,000円を収納している。

債務者との面接において、損害弁償金の返済意思がある旨述べているものの、滞納していた家賃の支払いなど複数の債務を有していることから、直ちに納付することが困難な状況であることが確認されたため、誓約書を徴した上、今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

令和元年度調定分（収入未済額687,754円）については、平成30年6月発生 of 公用車両損壊に係る損害弁償金である。

債務者は、事件発生後に現場から逃走していたが、愛知県警察において逮捕され、刑務所へ収監されたことから、面接して返済を求めた

ものの、損害弁償金の請求に応じない状況にあるため、今後も債務者の在り所状況を随時確認しながら、支払催促を継続し、早期の収納に努める。

4 宇和島警察署旧庁舎解体工事設計における不用土処分に要する費用積算において、最新の工事単価表等による3社の単価比較を行い、最も安価な処分単価に基づく積算を行っていたが、前々年に設計した同署庁舎新築工事設計においては、最新の工事単価表等による3社の単価比較を行っていたものの、解体工事設計とは相違する処分単価に基づき積算を行っていたものである。

今後は、最新の工事単価表等を使用しつつ、関連する工事における積算単価の整合性を確認しながら、適切な設計業務に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
四 国 中 央 警 察 署	令和2年3月17日

（監査の結果）

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
元年度	1者	982,128	令和元年度決算による

（措置の内容）

損害弁償金の収入未済額については、令和元年9月発生 of 公用車両損壊に係る損害弁償金である。

債務者は、令和元年12月に死亡したことが確認されたため、以後、戸籍等により相続人の特定を行ったところ、債務者の弟が唯一の相続人であることが判明したものの、当該相続人は裁判所において相続放棄の申述を行い、これが認められたことから、収入未済額の収納が困難となっているものであり、今後は債権放棄を視野に検討していく予定である。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	令和2年3月17日

（監査の結果）

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
18年度	1者	789,931	令和元年度決算による

（措置の内容）

損害弁償金の収入未済額については、平成18年6月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、令和元年度までに損害弁償金799,931円のうち10,000円を収納している。

債務者は一時所在不明となったが、所在確認を続けた結果、平成29年7月から刑務所へ収監されていることが判明し、平成30年9月、収監先である刑務所へ支払催促通知及び支払誓約書を郵送し、支払誓約書を徴収した。

現在は、別の刑務所へ移監されており、損害弁償金を納付できる状況にないが、今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 東 警 察 署	令和2年3月17日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	3者	121,103	令和元年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(9件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 損害弁償金の収入未済額のうち、28,080円については、平成29年5月に発生した松山東警察署庁舎損壊に係る損害弁償金である。

債務者との面接において、口頭では返済の意思を述べるものの、未だ納付に至っておらず、債権者自身が入院するなどしていることから、今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

損害弁償金の収入未済額のうち、93,023円については、平成28年11月に発生した公用車両損傷に係る3債務者を有する損害弁償金であるが、令和元年度までに損害弁償金521,704円のうち428,681円を収納している。

平成30年3月に締結した、法定代理人である親権者を含めた債務弁済契約に基づく債権管理を行った結果、令和2年12月末時点で、債務者甲の損害弁償額208,681円については、全額収納済
債務者乙の損害弁償額208,681円のうち、190,000円収納済、残額18,681円
債務者丙の損害弁償額104,342円のうち、50,000円収納済、残額54,342円
となっている。

今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、幹部会議等において、天候・季節に応じた交通事故防止、職員の交通事故発生状況事例、事故形態分析による再発防止、防衛運転の励行を継続教養している。

(2) 職員の交通事故防止意識高揚

朝礼時に交通事故防止をテーマとした職員による一息スピーチを実施し、交通事故や防止施策等を発表している。

(3) 実践的な事故防止訓練等の実施

若手警察官を対象として安全運転に必要な知識・技能の習得を目的とした運転実技訓練を実施している。

(4) 交通事故再発防止対策の実施

交通事故を惹起した職員に対して再発防止対策として実技訓練の実施、再発防止に向けた自己方策の作成等を実施し、当事者自身に事故の原因となった行動やこれまでの運転方法について、自ら考えさせている。

(5) 車両点検の徹底

ドライブレコーダーを含めた日常点検整備の徹底を実施し、運転者自身の安全意識の向上を図っている。

いる。

(1) 事故防止教養の徹底

朝礼等において、幹部職員から事故の発生状況や天候・季節にあわせた具体的な交通事故防止についての指示を実施している。

(2) 事故を起こした職員に対する教養の実施

再発防止を図るため、小集団検討、公用車に乗車しての死角の確認及び対象者が運転する公用車に指導員が同乗してのコメンタリードライビング手法による運転指導などの教養を実施している。

(3) 若手警察官に対する運転訓練等

警察学校を卒業し配属された若手警察官に対し、二輪車の特性や整備の重要性の教養及び制動やスラロームの運転訓練を実施している。

(4) 同乗者による確認の徹底

運転補助者として、助手席に同乗者がいる場合の運転中の安全確認及び後退時の降車誘導を確実に実施するよう指示している。

(5) 車両点検の徹底

運転前に車両の日常点検を実施し、正常な状態で安全に運転ができるよう点検を徹底している。

監査対象機関

監査年月日

松

山

南

警

察

署

令和2年3月17日

(監査の結果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
28年度	1者	710,822	令和元年度決算による

(措置の内容)

損害弁償金の収入未済額については、平成27年2月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金である。

債務者は返済に応じないまま刑務所へ収監され、その後も別の刑務所への移監を繰り返していたが、令和元年10月に刑務所を出所していたため、所在確認を行ったものの、令和2年4月に再度刑務所へ収監されていることが判明したことから、収監先である刑務所へ支払督促通知及び支払誓約書を郵送し、支払誓約書を徴収した。

現在は別の刑務所へ移監されており、損害弁償金を納付できる状況にないが、今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

監査対象機関

監査年月日

宇

和

島

警

察

署

令和2年2月5日

(監査の結果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
23年度	1者	180,000	令和元年度決算による

(措置の内容)

損害弁償金の収入未済額については、平成23年6月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、令和元年度までに損害弁償金384,657円のうち204,657円を収納している。

債権者に対しては、電話による支払催促を行っており、毎年、少額ではあるが損害弁償金を納付しているが、今後も継続的に連絡を取りつつ、

監査対象機関

監査年月日

松

山

西

警

察

署

令和2年2月6日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(9件)し、相手方車両、相手方工作物及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施して

可能な限り早期の収納に努める。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	令和2年6月17日
発 電 工 水 課	令和2年6月17日
県 立 病 院 課	令和2年6月17日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	令和2年6月9日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	令和2年6月9日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	令和2年6月9日
中 央 病 院	令和2年6月17日
今 治 病 院	令和2年6月9日
南 宇 和 病 院	令和2年6月11日
新 居 浜 病 院	令和2年6月9日

(監査の結果)

1 工業用水道事業

松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業についても、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は低調であるものの、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績自体は安定している。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると199億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層の強化等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

2 病院事業

(1) 当年度の患者数は前年度と比較して減少しているものの、集中治療室等における医療供給体制の充実等による診療報酬単価の増、高額手術件数や高額薬品を用いた外来でのがん治療件数の増加等により、医療収益は増加している。

一方、経営内容は厳しさを増し、薬品費などの材料費や高額医療機器更新に伴う減価償却費など医療費用が大幅に増加している。

これまで、「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28年3月策定）に基づく各種施策に引き続き取り組んだ結果、純損失については、前年度より3億8,903万円減少したものの、2億4,421万円の赤字となっている。

また、累積欠損金は208億円に上り、企業債259億円や一般会計等からの長期借入金88億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 個人医療未収金（納期到来分）について、早期回収に、引き続き努められたい。

(令和2年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	259,420,369	66,794,708	326,215,077
今治病院	23,424,999	12,500,049	35,925,048
南宇和病院	11,144,534	2,706,100	13,850,634

新居浜病院	38,138,902	17,950,733	56,089,635
計	332,128,804	99,951,590	432,080,394

(3) 医療外未収金（納期到来分）について、早期回収に、より一層努められたい。

(令和2年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	739,004	5,984,017	6,723,021
今治病院	77,370	68,430	145,800
南宇和病院	66,720	46,594	113,314
新居浜病院	276,009	468,980	744,989
計	1,159,103	6,568,021	7,727,124

(4) 廃止された三島病院に係る個人医療未収金及び医療外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(令和2年3月31日現在 単位：円)

区 分	個人医療未収金 (a)	医療外未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
旧三島病院	5,161,438	11,450	5,172,888
計	5,161,438	11,450	5,172,888

(5) 非常用発電機更新工事（今病第元 1号）において、工事で発生した産業廃棄物の運搬処分について、契約数量と実績が相違（工事原価で782,000円の過大積算）していたにもかかわらず、変更契約を行っていなかった。

(6) 平成31年度診療材料単価契約について、契約締結の意思決定をすることなく公印を使用し、契約が締結されていた。

(南宇和病院)

(措置の内容)

1 工業用水道事業

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、県や地元市の企業立地所管部署とも連携した「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めている。

2 病院事業

(1) 病院事業会計の令和元年度決算は、各病院に副院長をトップとするプロジェクトチームを設置し経営改善に取り組んだ結果、入院・外来収益は過去最高となったものの、年度末に新型コロナウイルス感染症の影響を受け患者が大幅に減少したことにより、前年度に比べて約3億9千万円の収支改善に止まり、2年連続の赤字となった。新型コロナウイルスの影響もあり大変厳しい経営環境にはあるが、コロナ禍にあっても県立病院が県民の信頼に応えることができるよう、令和3年度から5か年の新たな中期経営戦略を検討しているところであり、引き続き、質の高い医療提供体制の確保と経営の健全化に取り組むこととしている。

(2) 令和2年度は、未収金管理・回収業務の更なる合理化、効率化を図るために、未収金取扱要領等を改正するとともに、初めての取組みとして、少額訴訟を1件提起した。

今後とも、各病院や弁護士事務所と連携を図るとともに、他県における効果的な取組みも参考にしながら、早期回収に努めたい。

(令和3年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	令和2年3月31日現在の未収金
中央病院	137,658,205	61,171,214	198,829,419	326,215,077
今治病院	16,905,182	14,311,321	31,216,503	35,925,048
南宇和病院	7,101,574	2,319,480	9,421,054	13,850,634

新居浜病院	22,306,682	11,983,325	34,290,007	56,089,635
計	183,971,643	89,785,340	273,756,983	432,080,394

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、各病院や弁護士事務所と連携を図るなどして、早期回収に努めたい。

(令和3年3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a) + (b)	令和2年3月 31日現在の未 収金
中央病院	403,509	2,837,027	3,240,536	6,723,021
今治病院	43,650	57,050	100,700	145,800
南宇和病院	59,220	33,490	92,710	113,314
新居浜病院	252,569	545,167	797,736	744,989
計	758,948	3,472,734	4,231,682	7,727,124

(4) 三島病院に係る個人医業未収金については、病院を廃止・移譲してから既に10年以上経過しているものの、粘り強く督促等の回収努力を行ってきた。

しかしながら、既に消滅時効期間を大幅に経過しており、これ以上回収の見込みがないと判断し、令和2年度に権利放棄の議決を経

て、不納欠損処理を行った。

旧三島病院 (令和3年3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	令和2年3月31日現在の 未収金
個人医業未収金	0	5,161,438
医業外未収金	0	11,450
計	0	5,172,888

(5) 廃棄物の運搬処分に係る進捗管理や完了後の確認が不十分であったため、今後は、受注者に対し廃棄物の搬出時期や数量の見込みを適宜確認し、契約数量と実績に相違が生じると見込まれる場合は、変更契約を行う。

(6) 年度末における事務処理の進捗管理が十分でなかったほか、公印管理が不適切であったため、事務処理の進捗を管理するチェックシートを導入するとともに、公印は鍵付きの引き出しに常時保管することとした。

また、令和2年9月1日付けで愛媛県公営企業公印規則を改正し、公印の保管者を新たに規定するなど、公印の管理を厳格化した。

雑 報

○ 公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の令和2年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

令和3年9月28日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 安 川 正 貴

貸借対照表

(令和3年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		643,989,000
建物	1,801,460,610	
建物減価償却累計額	<u>635,097,328</u>	1,166,363,282
構築物	27,709,500	
構築物減価償却累計額	<u>8,222,435</u>	19,487,065
工具器具備品	238,804,513	
工具器具備品減価償却累計額	<u>200,409,280</u>	38,395,233
図書		286,858,233
有形固定資産合計		<u>2,155,092,813</u>
2 無形固定資産		
ソフトウェア		1
電話加入権		18,000
無形固定資産合計		<u>18,001</u>
固定資産合計		2,155,110,814
II 流動資産		
現金及び預金		273,920,262
未収入金		121,096
たな卸資産		565,102
前払費用		519,635
流動資産合計		<u>275,126,095</u>
資産合計		<u><u>2,430,236,909</u></u>
負債の部		
I 固定負債		
1 資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	137,739,449	
資産見返補助金等	74,655,683	
資産見返寄附金	13,911,084	
資産見返物品受贈額	<u>225,891,052</u>	452,197,268
2 長期リース債務		<u>3,590,172</u>
固定負債合計		455,787,440
II 流動負債		
運営費交付金債務		7,724,497
寄附金債務		9,945,921
前受共同研究費		3,545,412
未払金		48,941,441
リース債務		4,745,220
未払費用		14,020,945
預り科学研究費補助金		7,877,877
預り金		<u>5,849,889</u>
流動負債合計		<u>102,651,202</u>
負債合計		558,438,642
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金		<u>2,206,179,000</u>
資本金合計		2,206,179,000
II 資本剰余金		
資本剰余金		146,961,306
損益外減価償却累計額()		<u>660,587,979</u>
資本剰余金合計		513,626,673
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金		21,497,470
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金		31,106,890
積立金		75,422,695
当期末処分利益		<u>51,218,885</u>
(うち当期総利益)		(51,218,885)
利益剰余金合計		<u>179,245,940</u>
純資産合計		<u>1,871,798,267</u>
負債純資産合計		<u><u>2,430,236,909</u></u>

損益計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
経常費用		
業務費		
教育経費	80,652,565	
研究経費	33,536,250	
教育研究支援経費	14,032,425	
共同研究費	1,896,496	
役員人件費	39,015,378	
教員人件費	556,172,485	
職員人件費	127,156,958	852,462,557
一般管理費		88,211,882
財務費用		
支払利息	126,179	126,179
経常費用合計		<u>940,800,618</u>
経常収益		
運営費交付金収益		685,282,331
授業料収益		226,301,083
入学金収益		34,949,200
検定料収益		6,904,000
共同研究収益		1,896,496
寄附金収益		115,640
補助金等収益		10,158,000
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	9,285,923	
資産見返寄附金戻入	627,627	
資産見返補助金等戻入	1,947,154	
資産見返物品受贈額戻入	0	11,860,704
財務収益		
受取利息	3,475	3,475
雑益		
財産貸付料収益	206,580	
手数料収入	95,900	
物品等売却収入	333,584	
雑益	7,161,528	7,797,592
経常収益合計		<u>985,268,521</u>
経常利益		44,467,903
当期純利益		<u>44,467,903</u>
目的積立金取崩額		<u>6,750,982</u>
当期総利益		<u><u>51,218,885</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	97,688,846
人件費支出	692,688,878
その他の業務支出	82,975,195
運営費交付金収入	711,628,700
授業料収入	204,913,683
入学金収入	34,949,200
検定料収入	6,904,000
共同研究収入	4,100,000
寄附金収入	4,458,000
補助金収入	86,476,000
その他の収入	14,067,915
小計	194,144,579
業務活動によるキャッシュ・フロー	194,144,579
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	132,170,470
小計	132,170,470
利息の受取額	3,475
投資活動によるキャッシュ・フロー	132,166,995
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	10,082,921
小計	10,082,921
利息の支払額	135,771
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,218,692
IV 資金増加額	51,758,892
V 資金期首残高	222,161,370
VI 資金期末残高	273,920,262

利益の処分に関する書類

【単位：円】

勘 定 科 目	金	額
I 当期末処分利益		
当期総利益	51,218,885	
II 利益処分額		
積立金	13,321,357	
地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額 （教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金）	37,897,528	51,218,885

行政サービス実施コスト計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	852,462,557	
一般管理費	88,211,882	
財務費用	126,179	940,800,618
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	226,301,083	
入学金収益	34,949,200	
検定料収益	6,904,000	
共同研究収益	1,896,496	
寄附金収益	115,640	
資産見返寄附金戻入	627,627	
財務収益	3,475	
雑益	2,190,592	272,988,113
業務費用合計		667,812,505
II 損益外減価償却相当額		67,898,945
III 引当外賞与増加見積額		2,432,680
IV 引当外退職給付増加見積額		3,131,274
V 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用		178,548,421
VI 行政サービス実施コスト		914,958,465

注 記

I 重要な会計方針

「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』（平成30年3月30日総務省告示第125号改訂）」及び「『地方独立行政法人会計基準』及び『地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A（総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会 平成30年5月改訂）」を適用しております。

地方独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「共同研究収益」にキャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「共同研究収入」に、行政サービス実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「共同研究収益」にそれぞれ表示を変更しております。

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、運営費交付金特別分（退職一時金及び派遣職員人件費等）については、愛媛県の指定に従い費用進行基準を採用しています。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	11年～27年
構築物	10年
工具器具備品	3年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌事業年度の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和3年3月31日利回りを参考に0.104%で計算しています。

6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

II 貸借対照表注記

1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額 43,560,059円

2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 382,973,105円

（愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

III キャッシュ・フロー計算書注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	273,920,262円
うち定期預金(控除)	0円
資金期末残高	273,920,262円

2. 重要な非資金取引

該当事項はありません。

IV 行政サービス実施コスト計算書注記

1. 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 479,088円が含まれています。
2. 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る25,184,180円が含まれています。
3. 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体(愛媛県)に係るものです。

V 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人の資金運用は、預金、国債、地方債、政府保証債等に限定しております。なお、現在は預金のみ運用となっており、運用先の経営状況等の監視等を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

【単位：円】

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
現金及び預金	273,920,262	273,920,262	0
未払金	(49,185,993)	(49,185,993)	0
リース債務	(8,412,012)	(8,332,783)	79,229

負債に計上されているものは、()で示しています。

(注)金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しています。

VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する事項

該当事項はありません。

VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VIII 重要な後発事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引 当期末残高	摘要	
					当期償却額				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,631,793,600	0	0	1,631,793,600	612,651,144	62,207,569	1,019,142,456	
	構築物	2,430,000	14,520,000	0	16,950,000	431,082	254,705	16,518,918	
	工具器具備品	55,493,606	4,896,100	0	60,389,706	47,505,753	5,436,671	12,883,953	
	計	1,689,717,206	19,416,100	0	1,709,133,306	660,587,979	67,898,945	1,048,545,327	
有形固定資産 (特定償却資産を除く)	建物	69,578,010	100,089,000	0	169,667,010	22,446,184	6,788,469	147,220,826	注
	構築物	10,759,500	0	0	10,759,500	7,791,353	868,148	2,968,147	注
	工具器具備品	163,231,907	13,682,900	0	176,914,807	152,903,527	13,402,948	24,011,280	注
	図書	282,202,756	4,655,477	0	286,858,233			286,858,233	
	計	525,772,173	118,427,377	0	644,199,550	183,141,064	21,059,565	461,058,486	
非償却資産	土地	643,989,000	0	0	643,989,000			643,989,000	
有形固定資産 の合計	土地	643,989,000	0	0	643,989,000			643,989,000	
	建物	1,701,371,610	100,089,000	0	1,801,460,610	635,097,328	68,996,038	1,166,363,282	
	構築物	13,189,500	14,520,000	0	27,709,500	8,222,435	1,122,853	19,487,065	
	工具器具備品	218,725,513	18,579,000	0	237,304,513	200,409,280	18,839,619	36,895,233	
	図書	282,202,756	4,655,477	0	286,858,233			286,858,233	
	計	2,859,478,379	137,843,477	0	2,997,321,856	843,729,043	88,958,510	2,153,592,813	
無形固定資産	ソフトウェア	3,911,951	0	0	3,911,951	3,911,950	0	1	
	電話加入権	18,000	0	0	18,000			18,000	
	計	3,929,951	0	0	3,929,951	3,911,950	0	18,001	

注) 当期有形固定資産増加高の内訳

建物

- トイレ及び手洗い設備感染症対応設備 47,586,000円
- 本館及び別館自動火災報知設備 28,600,000円
- 別館吸収式冷温水機・冷温水ポンプ及び冷却水ポンプ 14,410,000円
- 本館及び別館網戸 6,578,000円 ほか

構築物

- 運動場アスファルト舗装 6,600,000円
- 北棟駐輪場サイクルポート 5,170,000円 ほか

工具器具備品

- 周産期全身シミュレーターKonoha 4,829,000円 ほか

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品(灯油等)	462,000	6,010,840	0	6,137,091	0	335,749	
貯蔵品(郵券類等)	307,984	802,900	0	881,531	0	229,353	
計	769,984	6,813,740	0	7,018,622	0	565,102	

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

- (3) 有価証券の明細
該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細
該当事項はありません。
- (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。
- (10) 資本金及び資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
	計	2,206,179,000	0	0	2,206,179,000	
資本剰余金	目的積立金	127,527,206	19,416,100	0	146,943,306	注1
	その他	18,000	0	0	18,000	
	計	127,545,206	19,416,100	0	146,961,306	
	損益外減価償却累計額	592,689,034	67,898,945	0	660,587,979	注2
	差引計	465,143,828	48,482,845	0	513,626,673	

注1) 当期増加額は固定資産取得による増加です。

注2) 当期増加額は現物出資および目的積立金を財源とする特定償却資産の減価償却によるものです。

- (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11) - 1 積立金等の明細

【単位：円】

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	25,214,769	32,059,203	26,167,082	31,106,890	注1、注2
法第40条第1項に基づく積立金	58,859,669	16,563,026	0	75,422,695	注1
前中期目標期間繰越積立金	21,497,470	0	0	21,497,470	
合計	105,571,908	48,622,229	26,167,082	128,027,055	

注1) 当期増加額は、令和元年度の利益処分によるものです。

注2) 当期減少額は、当該積立金の使途に沿った使用によるものです。

(11) - 2 目的積立金取崩しの明細

【単位：円】

積立金の名称及び事業名	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	
	教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備事業	計
構築物	14,520,000	14,520,000
工具器具備品	4,896,100	4,896,100
小計	19,416,100	19,416,100
一般管理費		
消耗品費	4,368,382	4,368,382
備品費	1,613,700	1,613,700
修繕費	683,100	683,100
報酬・委託・手数料	85,800	85,800
小計	6,750,982	6,750,982
合計	26,167,082	26,167,082

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金	小 計	
平成30年度	15,110,634	-	15,110,634	0	0	0	15,110,634	0
令和元年度	4,247,458	-	0	0	0	0	0	4,247,458
令和2年度	-	711,628,700	670,171,697	37,979,964	0	0	708,151,661	3,477,039
計	19,358,092	711,628,700	685,282,331	37,979,964	0	0	723,262,295	7,724,497

(12) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

業務区分	平成30年度交付分	令和元年度交付分	令和2年度交付分	合 計
期間進行基準	0	0	529,330,036	529,330,036
費用進行基準	15,110,634	0	140,841,661	155,952,295
合 計	15,110,634	0	670,171,697	685,282,331

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

【単位：円】

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					建設仮勘定 見返り 補助金等	資 産 見 返 補 助 金 等	資 本 剰 余 金	長 期 預 り 補 助 金 等	収 益		
新型コロナウイルス 感染症 感染防止対策 事業補助金	愛媛県	直接経費	-	86,476,000	-	76,318,000	-	-	10,158,000	0	当期交付決 定額 86,476,000
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計		086,476,000	-	76,318,000	-	-	10,158,000	0	

(14) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役員	常勤	(32,114,358) 32,114,358	(3) 3	(0) 0	(0) 0
	非常勤	(0) 360,000	(0) 4	(0) 0	(0) 0
	計	(32,114,358) 32,474,358	(3) 7	(0) 0	(0) 0
教職員	常勤	(484,649,346) 504,049,553	(70) 77	(59,131,783) 59,131,783	(6) 6
	非常勤	(0) 18,233,253	(0) 183	(0) 0	(0) 0
	計	(484,649,346) 522,282,806	(70) 260	(59,131,783) 59,131,783	(6) 6
合 計	常勤	(516,763,704) 536,163,911	(73) 80	(59,131,783) 59,131,783	(6) 6
	非常勤	(0) 18,593,253	(0) 187	(0) 0	(0) 0
	計	(516,763,704) 554,757,164	(73) 267	(59,131,783) 59,131,783	(6) 6

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の住居手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の通勤手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の単身赴任手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給調整手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

注5) 上記明細には、共同研究費による人件費は含めておりません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費			
消耗品費		9,627,589	
備品費		837,477	
印刷製本費		3,749,516	
水道光熱費		12,654,551	
旅費交通費		2,509,975	
通信運搬費		2,246,058	
賃借料		970,332	
保守費		8,686,494	
修繕費		645,150	
損害保険料		26,150	
諸会費		67,000	
報酬・委託・手数料		9,104,692	
奨学費		21,387,400	
減価償却費		7,997,270	
雑費		142,911	80,652,565
研究経費			
消耗品費		17,646,323	

備品費		4,747,944	
印刷製本費		118,800	
水道光熱費		2,469,420	
旅費交通費		340,109	
通信運搬費		418,632	
賃借料		12,720	
保守費		1,708,291	
修繕費		71,412	
損害保険料		231,500	
諸会費		1,215,903	
会議費		1,695	
報酬・委託・手数料		2,321,898	
減価償却費		2,044,483	
雑費		187,120	33,536,250
教育研究支援経費			
消耗品費		2,801,393	
備品費		493,000	
印刷製本費		101,750	
水道光熱費		1,429,018	
旅費交通費		7,918	
通信運搬費		5,908,385	
賃借料		765,016	
保守費		980,924	
諸会費		66,600	
報酬・委託・手数料		130,848	
減価償却費		1,347,573	
図書費		0	14,032,425
共同研究費			
職員人件費			
非常勤職員給与			
給料		52,302	
消耗品費		1,506,874	
備品費		224,400	
水道光熱費		105,000	
通信運搬費		7,920	1,896,496
役員人件費			
報酬		23,905,608	
賞与		8,568,750	
法定福利費		6,541,020	39,015,378
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	293,913,686		
賞与	109,034,618		
法定福利費	85,308,398	547,388,485	
非常勤教員給与			
給料	8,784,000	8,784,000	556,172,485
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	79,380,522		
賞与	21,720,727		
法定福利費	16,542,530	117,643,779	
非常勤職員給与			
給料	9,449,253		
法定福利費	63,926	9,513,179	127,156,958
一般管理費			
消耗品費		19,178,335	
備品費		3,283,000	
印刷製本費		1,431,397	
水道光熱費		9,554,062	
旅費交通費		219,269	

通信運搬費	1,313,902	
賃借料	2,041,350	
福利厚生費	922,967	
保守費	8,542,443	
修繕費	3,464,020	
損害保険料	1,044,325	
広告宣伝費	176,000	
諸会費	1,579,000	
会議費	300	
報酬・委託・手数料	24,221,293	
租税公課	1,200	
減価償却費	9,670,239	
雑費	1,568,780	88,211,882

(17) 寄附金の明細

【単位：円、件】

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
寄附金	4,458,000	18	
現物寄附（図書）	491,293	6	
合 計	4,949,293	24	

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

【単位：円】

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体等 （設立団体以外）	直接経費	0	95,000	95,000	0
	間接経費	0	5,000	5,000	0
株式会社等	直接経費	613,241	3,800,000	1,644,194	2,769,047
	間接経費	100,000	200,000	100,000	200,000
その他	直接経費	628,667	0	52,302	576,365
	間接経費	0	0	0	0
合 計	直接経費	1,241,908	3,895,000	1,791,496	3,345,412
	間接経費	100,000	205,000	105,000	200,000

(20) 受託事業等の明細

該当事項はありません。

(21) 科学研究費補助金等の明細

【単位：円、件】

種 目	当期受入額	件 数	摘 要
日本学術振興会 基盤研究（B）	(3,000,000) 900,000	3	
日本学術振興会 基盤研究（C）	(15,160,000) 4,557,000	21	
日本学術振興会 若手研究	(500,000) 150,000	1	
合 計	(18,660,000) 5,607,000	25	

（注）上段（ ）内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
現金	8,000	
普通預金	273,912,262	
計	273,920,262	

資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	3	
図書	225,891,048	
ソフトウェア	1	
計	225,891,052	

未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	5,468,219	
その他未払金（人件費）	36,767,415	
その他未払金（物件費）	6,705,807	
計	48,941,441	